

別海町議会会議録

第3号（平成29年 3月13日）

○議事日程

日程第 1

日程第 2

会議録署名議員の指名

一 般 質 問

- ① 13番 中 村 忠 士 議員
- ② 4番 木 嶋 悦 寛 議員
- ③ 2番 外 山 浩 司 議員
- ④ 11番 瀧 川 榮 子 議員
- ⑤ 1番 小 椋 哲 也 議員

○会議に付した事件

日程第 1

日程第 2

会議録署名議員の指名

一 般 質 問

- ① 13番 中 村 忠 士 議員
- ② 4番 木 嶋 悦 寛 議員
- ③ 2番 外 山 浩 司 議員
- ④ 11番 瀧 川 榮 子 議員
- ⑤ 1番 小 椋 哲 也 議員

○出席議員（16名）

1番 小 椋 哲 也	2番 外 山 浩 司
3番 大 内 省 吾	4番 木 嶋 悦 寛
5番 松 壽 孝 雄	6番 森 本 一 夫
7番 今 西 和 雄	8番 西 原 浩
9番 沓 澤 昌 廣	10番 小 林 敏 之
11番 瀧 川 榮 子	12番 戸 田 憲 悦
13番 中 村 忠 士	14番 渡 邊 政 吉
副議長 15番 佐 藤 初 雄	議 長 16番 松 原 政 勝

○欠席議員（ 0名）

○出席説明員

町 長 曾 根 興 三	副 町 長 佐 藤 次 春
教 育 長 伊 藤 多加志	総 務 部 長 竹 中 仁

福 祉 部 長	河 嶋 田鶴枝	産 業 振 興 部 長	佐 藤 則 夫
建 設 水 道 部 長	宮 越 正 人	教 育 部 長	中 谷 隆 弘
病 院 事 務 長	大 槻 祐 二	会 計 管 理 者	田 保 圭 乙
監 査 委 員 事 務 局 長	佐 藤 敏	農 委 事 務 局 長	山 崎 茂
総 務 部 次 長	浦 山 吉 人	建 設 水 道 部 次 長	金 田 秀 幸
教 育 部 次 長	下 地 哲	総 務 課 長	浦 山 吉 人
総 合 政 策 課 長	佐々木 栄 典	防 災 交 通 課 長	宮 本 栄 一
福 祉 課 長	山 田 一 志	保 健 課 長	小 湊 昌 博
農 政 課 長	門 脇 芳 則	管 理 課 長	伊 藤 一 成
建 築 住 宅 課 長	山 岸 英 一	事 業 課 長	金 田 秀 幸
上 下 水 道 課 長	小 島 実	学 務 課 長	入 倉 伸 顕
生 涯 学 習 課 長	下 地 哲	中 央 公 民 館 長	石 川 誠
東 公 民 館 長	内 山 宏	図 書 館 長	千 葉 宏

○議会事務局出席職員

事 務 局 長	登 藤 和 哉	主 幹	田 畑 直 樹
---------	---------	-----	---------

○会議録署名議員

1 0 番	小 林 敏 之	1 1 番	瀧 川 榮 子
1 2 番	戸 田 憲 悦		

◎開議宣告

○議長（松原政勝君） 多少時間前でございますが、皆さんおそろいなので始めたいと思います。

おはようございます。

ただいまから、第5日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松原政勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。

10番小林議員、11番瀧川議員、12番戸田議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（松原政勝君） 日程第2 一般質問を行います。

発言に入る前に申し上げます。質問者は質問内容を簡明に述べて、その範囲を超えないよう注意し、答弁者はその内容を的確に把握し、明快な答弁をされますようお願いいたします。

それでは、質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、13番中村忠士議員、質問席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。13番中村議員。

○13番（中村忠士君） おはようございます。

通告に従いまして大きな項目で3点質問をいたしたいと思います。

1点目です。新制度下における教育委員会の活動についてであります。

その1点目として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改定され、昨年と書いていますけど一昨年であります。一昨年4月1日から施行されました。

一つに、教育委員会責任者としての教育委員会委員長を廃止し、首長が任命する教育長を委員会の責任者とする。

二つに、首長が主催する総合教育会議を設け、教育に関する大綱を首長が策定する。

この2点が改定の主要な内容であります。

まず第1に、旧法では、教育委員会委員長と教育長がそれぞれの役割をもって位置づけられていましたが、その理由は何かという点で、教育長はどのように考えておられるか、見解をお聞きいたします。

○議長（松原政勝君） 教育長。

○教育長（伊藤多加志君） それでは私のほうからお答えします。

改正前の法律において、教育委員会委員長は教育委員会の会議を主宰するとともに教育委員会を代表し、教育長は教育委員会の指揮監督の下に教育委員会の権限の属するすべての事務をつかさどる役割が規定されておりました。

教育委員会は、教育行政が教育の専門家だけの判断に偏ることがないように、人格がすぐ

れ幅広い識見を有する非常勤の委員が、広く社会の常識や民意を施策に適切に反映させるため、合議により方針を決定する執行機関で、その代表者が委員長です。

また、その方針を受け、教育行政を執行するにあたり、すべての事務をつかさどり、事務局を指揮監督する立場をして、専門的技術的に執行する能力を有する人が必要であることから、常勤の職員として、教育長が置かれたと考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 2番目の質問にも関連するんですけども、今教育長がお答えになった点は、それはそのとおりではありますが、ちょっと歴史的にですね、経緯を辿る必要があるかなというふうに思って1番目の質問をいたしたわけでございます。

教育委員の公選制が廃止されて任命制に変わったときにですね、教育の独立性、あるいは中立性というものの担保が非常に大きな問題だと。それが担保されなければならないということ含めての論議がされて、その中で教育長と教育委員長との役割分担制がつくられたと。そうした歴史的経緯をしっかりと踏まえる必要が、私はあるのではないかなというふうに思うんですが、法律が変わってもこの原則は変わらないというふうに、私は思っているんですが、そうした歴史的経緯をしっかりと押さえるという点について、教育長の見解をさらにお聞きます。

○議長（松原政勝君） 教育長。

○教育長（伊藤多加志君） これまでの歴史的経緯について、私ももう少し、ちょっと勉強していかなければいけないかなと思っております。

今回、教育委員長と教育長が一本化したっていうことにありまして、この改正の目的っていうのは、責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築と言われています。

これまでの役割分担の中でも円滑に執行されていたと思うんですけど、一般論として教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくいという、そういう教育委員会制度の課題もあったと。

そこで第一義的な責任者を明確にするということで、新教育長が一本化されたと考えております。

ただ、会議の招集の権限などを常勤の教育長とすることで、いじめによる重大な事態とか危機管理対応については、これまで以上に迅速に行うことが可能となるのかなと考えております。

そういう意味で制度改正が行われたと考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 制度改正の理由についてはですね、今教育長がおっしゃられたとおりのことが言われておりますから、それは一理あるものというふうに私も思っております。

ただですね、責任者がはっきりしなかったっていうのは、それは事実と反するのではないかなというふうに思うんですよ。責任者をはっきりしてたんですよ。教育委員長なんです。

そういう点でですね、そこは間違いのないようにしていただきたいというふうに思うわけですが、それは改正前の話ですから、そのことについては論議をこれ以上する必要はないというふうに思いますが、この役割分担の歴史的経緯をですね、ひとつ今後ともしっか

り研究していただければというふうに思います。

関連しますから2番の質問に移ります。

首長が教育委員会の責任者を任命し、総合教育会議を主催し、教育に関する大綱策定するということになりましたが、教育の独立性は厳格に守られるべきと考えます。

教育の独立性をどのように担保するか、町長並びに教育長の見解をお聞きます。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（曾根興三君） 改正法におきましても、教育委員会は合議制の執行機関であり、政治的中立性、継続性・安定性を確保し、職務権限は従来どおりでございます。

総合教育会議は、町長と教育委員会が相互に連携をして、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るために設置されたというふうに私は考えております。

この総合教育会議では、教育行政の大綱の策定や児童生徒等の生命身体の保護等、緊急の場合に講ずべき措置に関することについて協議をする、また、調整する事項となっております、町と教育委員会が一体となった、迅速に対応する体制となるというふうに考えております。

また、一方では、教科書採択や教職員人事など、特に政治的中立性が必要と思われる要素が高い事項については、取り上げることはありません。

最初に述べたように、教育委員会は合議制の執行機関として、従来の職務権限は特に変更されていないわけですから、独立性はこれまでどおり担保されているというふうに私は考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 教育長にも聞きましたけど。

○議長（松原政勝君） 教育長。

○教育長（伊藤多加志君） それでは私のほうからもお答えさせていただきます。

総合教育会議については、法的に町長と教育委員会が協議する場として設置されました。

町長とも連携して教育行政を進めてまいります。

また、大綱の策定に当たっても、教育委員会の職務権限が変わらないことから、町長がお答えしたとおり、独立性についてはこれまでどおりと考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 教育の独立性、中立性については、担保されるべきものというふうにお答えがありましたので、それをお互いに実行していくようなことで努力をしていきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

3番目の質問に入ります。

教育委員会の活動にかかわり基本的問題についてお聞きます。

教育行政を執行していく上で基本に据えるべきものの一つとして、1989年11月に国連総会で採択され、94年に日本も批准した子供の権利条約があると考えます。

子供の権利条約の位置づけ並びに履行について、どのように考えておられるか教育長の見解をお聞きます。

○議長（松原政勝君） 教育長。

○教育長（伊藤多加志君） それでは私からお答えいたします。

子供の権利条約、児童の権利に関する条約は、世界の多くの児童が、今日なお貧困等の困難な状況に置かれている状況に鑑み、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したものです。

特に、本条約の第28条教育への権利及び第29条教育の目的などの趣旨を踏まえ、日本国憲法及び教育基本法にのっとり、教育活動全体を通じて基本的人権尊重の精神の徹底を一層図っていくことが大切です。

本町では、教育行政執行方針にも示しているとおり、子供の心理面を把握する調査を活用した、よりよい人間関係づくりや不登校傾向にある子供の実態調査に基づいた教育相談を実施しています。

また、子供の障害の特性に応じた必要な支援、適切な指導が保障される特別支援教育の充実など、児童生徒の基本的人権に十分配慮し、一人一人を大切にしたい教育が行われるよう教育行政を推進していきます。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 教育長から権利条約に基づいた教育行政を推進していくという基本点について、力強くお話がありましたので、ぜひそれを実践していただきたいというふうに思います。議員の立場からも、ともに努力をしていきたいと思っています。

そこで少し具体的な話ですね、位置づけについてはお答えになりましたので、位置づけ、あるいは何というんですか、それを基本に進めていくということについてはお答えがありましたんですが、この条約をしっかりと履行していくという点についてですね、以前にも質問をいたしましたけれども、条約に関しては日本政府が5年ごとに進捗状況を報告して、それに対して子供の権利委員会が審査し、勧告を行うということになって、これまで3回報告と勧告が行われてきました。

3回目の審査の最終見解ですね、幾つかの点での懸念が述べられているんですが、それについては内容的にはちょっと省きまして、一番私、問題にしたいというふうに思っているのが、パラグラフ23でこういうふう書いてます。

働く専門家、公衆の条約に対する意識を向上させるための日本政府の努力に留意するが十分ではない。子供並びに子供のために働く専門家の研修が不適切であることを懸念するというふうに述べてですね、同じくパラグラフの24では、子供と親に条約に関する情報を幅広く周知することを強く進めるというふうに言って、子供にかかわる全ての人々、教師とか裁判官とか弁護士、報道関係者、全てのレベルの公務員などに対して系統的、継続的な研修プログラムを作成することを要請するというふうに勧告しています。

ここでお聞きをしたいんですが、教育委員会内での研修、あるいは学校教職員の間での研修というものは進んでいるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（松原政勝君） 教育長。

○教育長（伊藤多加志君） まず、今の点につきまして1点目、教育委員会内の研修ってありました。

私も来たばかりで、まだ実施はしていないんですけど、教育委員の研修会、学習会は実施していくってことで今考えておりますので、そういう場でも勉強できるなとは思っております。

それからもう1点目です。学校のほうではどうかということですが。

学校のほうは、つい1カ月前までは、私は学校現場にいました。

その中で、改めてこの子供の権利条約っていう名前で研修っていうことは、それほどは行われていないかなと思います。

ただ、この子供の権利条約の中身については、教員は常に考えております。そして、その具体的な項目についての研修は行っております。

例えば、子供たちの教育を受ける権利、それから虐待などが無いだろうか。そういう研修については常々協議を行っております。

この子供権利条約の第42条に適當かつ積極的な方法で、この条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束するとなっております。

これをしっかり受けとめて、これからもやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 教育長が42条を今引用されてですね、これに沿って検証を進めていくというお答えがありましたので、ぜひ条文そのものを含めてですね、教育委員さんや、あるいは学校現場で条約に何が書いているのかということを踏まえてですね、ぜひ研修を、そういうことが理解できるような、あるいは触れることができるような研修を進めていただきたいというふうに、要望をしておきます。

ぜひまた論議をしていきたいと思います。

4番目に入ります。

教職員の勤務条件の改善について、文部科学省も重点課題の一つとして取り組んでいます。

2年前にこの問題を取り上げて、特に長時間勤務、煩雑な事務仕事部活動や少年団活動の問題についてたまたした際に、教育委員会から調査事務が多いことは認識している、事務作業の負担を軽減する取り組みを進めていく、教職員の生の声を聞く等の答弁がありました。

この後、状況はどのように改善されたか。また、今後をどのように取り組んでいくか、お聞かせください。

○議長（松原政勝君） 教育部長。

○教育部長（中谷隆弘君） お答えいたします。

学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校の役割が拡大するとともに、授業改善等への対応など教員の勤務が長時間化し、改善が求められております。

本町では、教員の事務処理の軽減を図るため、校務支援システムを別海中央小学校と上春別中学校で試験導入をいたしまして、学級事務や授業時数管理など事務改善の効果があらわれております。

部活動については、全国的にも長時間化が問題となっておりますが、北海道教育委員会においても部活動指導の見直しに係る申し合わせを定め、時間の縮減を図っております。

また、教育長出前トークを実施いたしまして、教職員から状況を聞きながら意見交換をしております。教員が子供たちと向き合う時間をできるだけ確保するため、町校長会などとも協議をしながら、勤務時間の改善、勤務時間の縮減等に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 以前質問したときにですね、はっきり言えば道教委からの調査が非常に多いということで、町教委がですね、やれる部分については記入をして道教委の

ほうに、あるいは局のほうにですね、提出をするということもあるというふうにお聞きしているところなんです、そういう状況、つまり教育委員会が請け負わなければならないほど事務調査といいますかね、そういうものが来ているという状況については、変わったんですか、変わってないんですか。

○議長（松原政勝君） 教育部長。

○教育部長（中谷隆弘君） 件数等、大きな状況としては変わってないかなというふうに考えております。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） この事務調査、各種調査っていうものが、非常に重く現場にのしかかっているって状況については、教育長が一番よく御存じだと思います。

それですね、ぜひ町教委としても、局あるいは道教委に対してですね、改善を今後も求めていただきたいなというふうに思います。

質問なんです、先ほど部長からお話あった学校出前トークですか、それについてはしっかりやられてきたというふうに認識をしているんですが、一定程度まとまったものができているのかどうかということについて、ちょっとお聞きします。

○議長（松原政勝君） 教育部長。

○教育部長（中谷隆弘君） 部内の報告書等については、まとめております。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 現場でどういう声があったかっていうことについてですね、公開できるものは公開するといいますか、現場の状況について少なくともですね、一定程度まとめたものを保持しているということは必要かなと。

その中で公開できるものは公開していただきたいというふうにお願いをします。

5番目の質問に入ります。

5番目でありますが、教育委員会の活性化についてお聞きをしたいと思います。

平成25年4月の教育委員会会議から、会議録が公開されるようになりました。

以降の会議録は全て町のホームページに掲載されており、今後も公開制度が続くことにより一層町民の関心が高まるものと考えます。

こうした公開制度の中で、教育委員会のより活発な論議と活動が行われていくことを期待したいと思いますが、この教育委員会の活性化について、具体的方策について教育長の見解を聞かせください。

○議長（松原政勝君） 教育長。

○教育長（伊藤多加志君） それでは私のほうからお答えします。

今回の法改正において、住民に対して開かれた教育行政を推進する観点から、会議の透明化を図ることとされています。

本町では、既に平成25年度から教育委員会の会議録を町のホームページに公開しており、今後も継続してまいります。

また、教育長、委員は合議制の執行機関の一員であり、重要事項の意思決定を行う責任者であるという意識を持ち、資質向上のため各種勉強会や研修を行い、教育行政の推進についての議論を深め、教育委員会の活性化に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 会議録が公開されているというのは非常にすぐれた実践例だと

いうふうに、先進的な実践例だというふうに私は思っています。

これを教育長は続けていくというお答えでしたので、ぜひ続けていっていただきたいと思うんですが、こういうふうに教育委員会の論議の状況がガラス張りになってるということは、大変町民にとっては素晴らしいことですし、教育委員会の今後の発展にとっても大事なことだと思うんです。

ただしですね、教育委員会の、率直に申し上げましてね、会議録を見ての限り、活発な論議が本当に行われているかどうかというのは、ぜひ、教育長も振り返っていただきたいというふうに思います。

そういうことも含めてですね、活発な論議、そして研修も含めてですね、活発な活動ということを今後、さらに具体的に進めていく必要があるというふうに思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（松原政勝君） 教育長。

○教育長（伊藤多加志君） 今のことににつきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

別海町のホームページを見ますと会議録が公開されております。

これは私も、今まで何度か見させていただきました。こういう面ですごく先進的な取り組みをされているなと思っております。

ただ、今御指摘のとおり、その中身についてどうなのかということにつきましては、私もこれから十分検討してまいりたいと思っております。

それから、私としましては保護者を初めとする地域の方々の声にまず耳を傾けてきたいと考えております。

そして、まず一番は子供にとって一番良いことは何なのか。これをまず一番に考えていきたいと思っております。

そして、地域の方々の声に耳を傾け、そして教育行政を進めてまいりたいと思います。

そういう面でも、いろいろなことを町民の方々に知らしていくってということは、やっていかなければいけないなと思っております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 2点目の質問に入らせていただきます。

全ての子供が伸び伸びと学校生活を送れるようにする取り組みについてであります。

厚生労働省が発表した平成25年度国民生活基礎調査で、子供の貧困率が16.3%と過去最悪の状況になっていることが判明しました。

平成25年6月には、子供の貧困対策の推進に関する法律が成立し、その後、子供の貧困対策に関する大綱が閣議決定されるなど取り組みが進められてきました。

経済的に困難を抱えた子供の状況調査を含めた対策に関しては、複数の部局、教育委員会等を横断的に連携させて取り組んでいかなければ進んでいけないと考え、その観点から、今回一般質問で取り上げさせていただくことにしました。

1点目ですが、子供の貧困対策の推進に関する法律には、地方公共団体の責務として、当該地域の状況に応じた施策を策定し実施するとあり、そのために子供の貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講じるとなっています。

子供の貧困に関する当町の状況を把握する責務が町にあるということですが、法に基づいて状況把握のための調査等が行われてきたかどうかお聞きします。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 国が実施した国民生活基礎調査では、世帯の収入から税金や社会保険料などを除いた世帯人員1人当たりの所得が、その中央に位置する額の半分に相当する額122万円を貧困線と定め、貧困線の額に達していない子供の割合を貧困率と定義しています。

この貧困線を基準として、各団体が単独で調査を行うことは、所得や貯蓄などの実態を国政調査と同等の調査内容で行わなければならない、かなりハードルが高いため、全国的にも調査を実施している自治体は極少数で、道内では道を含め各自治体単独での調査には至っていないというのが現状です。

ただし、国が貧困につながるとしている生活保護世帯、ひとり親世帯の現状は把握しておりますので、当該世帯に対する支援は国や道の支援制度に加え、町独自の保育料軽減や医療費の無償化などにより、経済的な負担軽減施策を講じています。

また、地域と密着した乳幼児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業などの地域子ども子育て支援事業や民生委員、児童委員の活動及びさまざまな業務での各種相談の中で実態把握に努めているところでございます。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 確かにね、これはなかなか難しい仕事であろうというふうに思うんですが、法律にそういうふうに定められてるのが事実でありまして、そこに近づいていく努力はする必要があるんじゃないかなと思います。

そこで私、前段で申し上げましたとおりね、この子供の貧困という問題に関しては、これは福祉部だけで把握できるものではないというふうに思います。

横断的に状況をつかんでいかなければならない状況だと思いますので、そういう機関が必要なのではないかと。横断的にこの問題を取り扱う機関ですね、庁舎内に必要なんではないかなというふうに思うわけですが、そういう計画は今のところちょっと聞いていないんですが、考えはあるかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（松原政勝君） 教育部長。

○教育部長（中谷隆弘君） お答えをいたします。

新しい機関の設置ということに関しましては、現在、具体的にはでておりませんが、教育委員会も含めまして各案件ごとにですね、関係部署との連絡会議等はその案件ごとに開いておりますので、横の情報共有といいますか、そういうものについては図られているというふうに考えております。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 事案ごとにね、事案ごとに横断的に連携していくっていうお答えでしたけど、そういうことはやってるというお答えでしたけれども、子供の貧困に関してはですね、総合的に対策を練るところが絶対必要です。

そういうことでね、私は必要だと思うんだけど、その点では町長どうですか。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（曾根興三君） 中村議員の再度に渡っての御質問でございます。

私の考え方ですけども、今担当部局のほうからお答えをしましたがけれども、担当部局レベルで組織をするかしないかの話はお答えできないので、私の考え方をお答えしたいと思います。

そういう組織を今すぐ立ち上げることが必要かどうかとことについては、再度、各担当を集めて議論をしていきたいと思います。

どういう形で組織化することが必要なのか、それとも今の状況の中でも、さらにもう一歩進んだ貧困に対する情報を把握することができるか、そこら辺は私が先頭に立って各部局と調整をしながら、いい方向に向かうように取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、そこでひとつお願いをします。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） ぜひ検討を、そして実践を進めていただければというふうに思います。

次の質問であります、経済的その他の困難を抱える子供の状況は年々深刻に、さらに今複雑化してきています。

教育と福祉の両面で専門的知識と対応力を備えたスクールソーシャルワーカーの配置を本格的に考える必要があると思います。

町の見解を聞かしてください。

○議長（松原政勝君） 教育部長。

○教育部長（中谷隆弘君） 近年、いじめや不登校、暴力行為等に加え、児童虐待や貧困など学校だけでは解決しがたい複雑多様化した問題が多くなっております。

家庭への働きかけや関係機関等との連携、調整等の役割を果たすスクールソーシャルワーカーへの期待が高まっているところでございます。

このような状況を鑑みまして、平成29年度のスクールソーシャルワーカーの配置につきまして、北海道教育委員会に申請をしているところでございます。

配置されるスクールソーシャルワーカーが有効に機能し、学校運営がより円滑に進むよう努めてまいりたいと思います。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 一歩前進したというふうに認識をいたします。御努力に感謝したいと思います。

3点目の質問に入りますけれども、経済的に困難を抱える子供にとって就学援助制度は心強い味方になっています。

この間、制度の拡充も行われてきており、町の努力に感謝するものであります。

平成29年度国家予算が審議中ですが、就学援助制度の入学準備金について要保護世帯の支給基準を引き上げる案となっております。

国会での審議を通じて引き上げが決まった場合、町の就学援助制度においても国の制度に準じて引き上げが行われるかどうかお聞きします。

○議長（松原政勝君） 教育部長。

○教育部長（中谷隆弘君） これまでにおきましても就学援助制度につきましては、国の制度である要保護児童生徒、援助費補助金の基準が見直した場合につきましては、それに準じまして規則の改正等を行ってきております。

このことから、今後も基準が見直した場合につきましては、必要な見直しを行っていききたいというふうに考えております。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 4点目の質問に入ります。

町の就学援助規則によると、例えば学用品、通学用品費や新入学学用品費の支給月が5

月、9月、1月となっています。

進入学の学用品費については5月1回ということですが、そういうことになっております。進級時、入学時にはそれに応じた費用が必要になります。できれば進級や入学の前に支給されるようになると助かるという家庭は多いと思います。

全国的に支給時期を早める自治体がふえてきています。学用品通学用品費等について、実際の支出時に合わせて支給することはできないか。

特に新入学学用品費。入学準備金ではありますが、これについては早期支給を検討すべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（松原政勝君） 教育部長。

○教育部長（中谷隆弘君） 御質問のとおり新入学学用品費につきましては、入学の準備にかかわる経費として支給されていますので、入学前に支給することが望ましいというふうに考えております。

生活保護法第6条第2項に規定する場合につきましては、扶助費での支給となりますので3月に支給されているということでございます。

しかしながら、準要保護者の就学援助及び特別支援教育就学奨励費補助では、それぞれ所得の要件がございまして、前年度の所得の確定後に認定を行い支給することとなります。

これまで支給月を5月としておりましたけれども、所得情報の確定が5月中旬というようなことでありますので、5月中の支給が困難になっているというような状況があります。

したがいまして、平成29年4月1日から最初の支給月を6月に変更することで規則の一部改正を行わせていただきました。

入学準備金の支給につきましては、できるだけ早期に行いたいところですが、今申し上げた理由によりまして、早期の支給が困難な状況というふうになっているということをお理解いただきたいというふうに思います。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） なかなか難しいっていうお話でしたけれども早期支給をですね、する自治体がどんどんふえています。

私が調べたわけではないんですが一つの調査ではですね、来年の4月入学の子供から始める、そういうふうに予定しているという自治体も含めて114。全国でこの早期支給が広がってるという調査もあります。

現実にやってるわけですね、自治体で。

早期に支給するということをやっているというのがあるわけですから、いろんな工夫をしてそういうふうになっているんだと思います。

どこの自治体も所得に関してはですね、きちっと調査をして準要保護に当たるかどうかということを精査して、それからこの制度を適用するという手続は同じように踏むわけですからね、何らかの工夫が行われているものと考えます。

ぜひ、どういう工夫がされてるのか研究していただきたい。研究していただいて、部長おっしゃるとおりにできればそうしたいというお答えでしたから、研究していただいて、できればそういう方向で進めるということで進んでいただければなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（松原政勝君） 教育部長。

○教育部長（中谷隆弘君） 今指摘のありました自治体等あるということですので、そちらをですね、調べさせていただきまして、研究のほうしてみたいというふうに考えております。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

3点目の質問に入らせていただきます。

別海高校をより地域に密着した学校にする取り組みについてであります。

その1点目として、別海高校についてこれまで通学費助成や部活バス運行など、平成28年度で言えば2,400万円強の支援予算となっていますが、基本的には今年度実施された支援策は、来年度についても継続されるという理解でよろしいでしょうか。

また、来年度追加しようとしている支援策があるか、あるとしたらどのようなものかお伺いします。

○議長（松原政勝君） 教育部長。

○教育部長（中谷隆弘君） 現在実施しております通学費助成やeラーニング等の全ての支援につきましては、来年度も継続してまいります。

また、来年度から新たに追加する支援策として、部活動への支援を行います。

外部指導者派遣及び地区大会遠征費派遣費の補助を予定しております。

外部指導者派遣事業は、別海高校の教育活動に携わるためにふさわしく、校長から推薦を受けた者を教育委員会が外部指導者として登録をして、別海高校へ派遣を行うものです。

地区大会遠征費派遣費補助は、これまで全国及び全道大会出場時への補助に加えまして、全道大会の予選を兼ねた地区大会への派遣費を補助するものです。

地元別海高校の魅力化に向けて、普通科3間口の維持及び酪農経営科の増員につながるよう引き続き支援を行ってまいります。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 2番目の質問に入ります。

懸案事項となっていた寄宿舍についてアンケート調査の結果がまとまるなど進展があったと聞いております。

寄宿舍についての現状での考え方、今後の方向性や見通しについてお聞かせください。

○議長（松原政勝君） 教育部長。

○教育部長（中谷隆弘君） 寄宿施設の確保につきましては、町内だけではなく、町外、管外からの生徒の受け入れが可能になり、普通科3間口及び酪農経営科の維持、発展につながり、学力の向上や部活動の活性化につながるなど期待ができるものというふうに考えております。

このことから、核となります寄宿施設等の整備につきましては、設置、運営方法の検討を行いまして、平成30年度の募集に間に合うよう引き続き取り組んでまいります。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） これも具体化が一步進んだというふうに理解をしました。

ちょっと確認させていただきたいんですが、平成30年の募集に間に合うように設置を完了させるということですか。そこら辺ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（松原政勝君） 教育部長。

○教育部長（中谷隆弘君） 平成30年度に入学する生徒が寄宿舍といいますか、寄宿で

きるような施設をその時期までに用意できるようにするというふうに考えております。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） ありがとうございます。

終わります。

○議長（松原政勝君） 以上で、13番中村忠士議員の一般質問を終わります。

ここで会議を10分間休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、4番木嶋悦寛議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。4番木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） 通告に従いまして質問をさせていただきます。

きょうは大きく五つの質問させていただきます。

まず最初に第7次総合計画策定に向けてであります。

1点目として、第7次総合計画に歩みを進める際に大切なのは第6次総合計画で何ができて、何ができなかったのかしっかりと検証することだと考えます。

いつ、どのように検証し、町民の皆さんに公表するのかを伺います。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えします。

平成29年度から第7次別海町総合計画の策定作業に着手をいたしますけれども、第6次総合計画の第9次実施計画、この実施状況がおおむね確認できます平成29年度末から第6次総合計画の点検、評価を行う予定としております。

具体的には、基本計画に掲げている主要施策ごとに達成度や事業の進捗状況、課題等を評価分析し、全体として取りまとめた結果を踏まえて、次期総合計画策定時に反映していきたいというふうに考えております。

また、公表の方法については町ホームページや広報に掲載する方法など、可能な方法で実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 4番木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） 点検、評価はあれなんですけど、中で例えば、さっきも言いましたように何ができて何ができなかったっていうこと、それは点検、評価の中でできると思うんですね。

次にじゃあ何を残していくのかとか、どういう形でそれを実施していくのかというようなことについては、それは今度、多分第7次のほうに含まれてくるのかなと思うんですけど、その6次の点検、評価の中にも、そういうものを盛り込んでいく必要もあるのかなと。わかりやすさと言えね。そんなことは、それはどのように考えるかお聞かせください。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 議員の御質問のとおりですね、点検、評価を行った結果について、どの程度できたのかできなかったのかという評価分析もそうですけれども、当然、中には積み残したという評価がされるものも出てくるかもしれません。

そういったものについては、第7次の中にさらに踏み込んで進めていくのか。それとも方法を変えるのか。いろんな観点から進めていく必要があると思いますので、6次の評価、分析、それが第7次の計画策定に関連していくといえますか、その状況によってですね、進め方を検討していくことになるんだろうというふうに思います。

以上です。

○議長（松原政勝君） 4番木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） そのことについてですね、より多くの方の目で検討できるような形をとっていただければと考えます。

2番目です。

第6次総合計画では、笑顔あふれる豊かさ実感のまちべつかいをキャッチフレーズに共生と循環、希望と活力、協働と自立という三つの大きなテーマが設定され、協働によるまちづくりが進められてきました。

多くの町民が協働のまちづくりという新たな概念に触れ、戸惑いながらも別海型の協働のあり方を模索しながら、さまざまな住民活動に取り組まれてこられたと考えます。

行政に頼り過ぎないまちづくりの仕組みづくりは、まだまだ道半ばであり、さらなる推進が必要であると考えます。

町長はまちづくりの基本的な考えとなっている協働について、どのようにとらえ考えておられるのかを聞かしてください。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（曾根興三君） 木嶋議員の御質問ですけれども、協働とは、同じ目的のために共に協力し連携しながら、質の高い活動を行うことというふうにされております。

これまでも協働のまちづくりを推進していくために、別海町協働基本指針、これに基づいた取り組みを進めてきました。

今後におきましても、町民の要望が多様化する中で地域課題を解決するためには、別海町に住んでいる方々、そして議会、さらに行政、これらが一体となって取り組み協働のまちづくりを推進することが最も重要だと考えております。

このことが行政として、町民の方々が必要としている公共サービスの提供を充実させ、また、別海町に住んでの方々にとっては、行政の関心や意識が高まることで住民自治の向上につながります。

平成31年度から始まります第7次別海町総合計画におきまして、引き続き協働に対する取り組みを視野に入れて策定作業を進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（松原政勝君） 4番木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） 協働に対する考え方というのは、まさしくそのとおりであると思いますし、当然そうあるべきなのかなというふうに思うんですが、ただ、今言った住民行政、民間のいろんな企業ですとか多様な主体がある中で、その協働を進める中でですね、重要になってくるのが、やはりそれを取りまとめていく場所だと思うんですね。第6次総合計画の中には中間支援という言葉が出てきます。その必要性というのはいったいあるわけなんです、当然これからですね、そういう中間支援をする組織なり、団体なりが必要になってくるのかなと。

そのあたりについてですね、協働を進めていく中で最も重要な部分ではないかなというふうに考えますので、そのあたりの見解もお聞かせいただけたらと思います。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 中間支援施設につきましては、確かに協働進めていくために必要な組織であるということは認識はしておりますけれども、行政主体でですね、立ち上げていくべきものなのか、それとも行政、町民いろんな団体がですね、活動していく中でどのような形で立ち上げていくことがですね、今後、内容のある活動を行っていただけるのか、そういったことも十分検討していく必要があると思いますので、第7次総合計画の中で中間支援を行うような母体がですね、確立できるように、いろいろ研究を進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（松原政勝君） 4 番木嶋議員。

○4 番（木嶋悦寛君） 協働のまちづくりを継続するためにも、必ず必要な部分であると思いますし、これを認識してるかしていないかというのは非常に大きいことだと思います。

ぜひ、きちんとですね、第7次の中でも明記していただけるような形でお願いしたいと思います。

3 番目です。

第7次総合計画策定に際しては、庁内の検討や広く住民の意見を参考に総合計画が組み立てられていくと考えます。

そんな中で、町長の第7次総合計画策定に向けての思いをお聞かせください。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（曾根興三君） 木嶋議員の第7次総合計画策定に向かったの考えということですので、お答えをしたいと思います。

第7次総合計画策定に当たりましては、役場内部での検討、町民意見の広聴等多くの意見をお聞きしながら計画を策定していきたいと考えております。

そのための組織等について、今具体的なことを申し述べる段階でございませんので、考え方としては、どういった形が一番町民の声をうまく取り入れることができるのか、そういうことを含めてこれから検討してまいりたいと考えております。

また、第7次の具体的なことについては、第6次総合計画に掲げておりました共生と循環、希望と活力、協働と自立、この三つのテーマについて達成されていない課題もありますので、部長答弁にもありましたけれども、引き続き取り組んでいくもの、これがあるというふうに考えてはおります。加えて、私の公約でもございます子育て世代への応援、そして老後の安心、この二つの課題につきましても、しっかりと取り組んでいけるような総合計画にしていまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 4 番木嶋議員。

○4 番（木嶋悦寛君） 2 番目の質問です。

1 点目です。

去年は相次ぐ台風の影響で、道内では甚大な被害が各所で発生し、主要な交通網は寸断され、物流や人の往来に大きな支障を来しました。

本町でも長雨などによる農業被害や河川の増水による河岸の崩落、サケマス増殖施設の被害、豪雨による路肩の崩落などがありました。

また、河川から大量の土砂が海に流れ出たため、サケマス定置網漁への影響もあったのではとされています。

一連の台風被害は2,786億円、死者行方不明も4名となっており、被害額では道内

の豪雨災害史上最高となっています。

今後考えられる台風や豪雨災害に対し、どのように基幹作業も持っていくのか、町長のお考えを聞かせてください。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 昨年8月の記録的な豪雨は、北海道各地に甚大な被害をもたらし、別海町も8月の月間降雨量としては歴代1位を観測いたしました。

被害状況としては、道路の路面洗掘や路肩決壊が多数発生したほか、更新圃場の土壌流出や草地の浸水、牛舎やD型ハウスの損壊など多くの農業施設が被害を受けております。

このような自然災害に対しては、被害を最小化するために気象情報や防災情報の迅速な提供を行い、早期対応を可能とすることや防災機関と産業団体等々の綿密な連携によって対応に当たることが必要と考えます。

また、被害を未然に防止するために、道路を水道といったライフラインの強靱化が重要なことから、公共事業の計画的な実施や必要な予算確保に今後とも努めてまいります。

○議長（松原政勝君） 4番木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） 必要な予算確保をしていくということですが、現在、昨年の災害の中でこれから重点的に対策をとるべき地域というのは、当然検討されているのかなと思うんですがそのあたり伺います。

実際に優先順位ですとか、そういうのもあると思うので、そうした災害に備えての対策がどのように明確になっているのか伺います。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 災害対応につきましては、全町的にですね、先ほど申しました道路の損壊、それから農業施設の被害というのは、全町的に起こっているものなので、どうしても対処的な対応になっていくという状況が多いわけですがけれども、例えば海岸線であるとか、それから高潮災害等についてはですね、今北海道の事業も含めて計画がされている状況でございますので、特に本町におきましては海岸線を中心とした高潮被害への防潮堤の整備、これらについて検討、計画を北海道とともに進めているという状況でございます。

以上です。

○議長（松原政勝君） 4番木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） 2点目です。

昨年の台風被害の中でも一筋の光明となったのが、釧路市阿寒町まで開通している道東道でした。

高速道路は一般道に比べ構造的に強度が高く、こうした災害に強い道路であったことで、道内の物流や人の往来も何とか維持できたのであります。

この話を別海町に置きかえてみると、特に海岸線については橋の崩落などで国道が寸断されてると内陸へ向かう3本の道道と1本の町道だけが生命線となります。

走古丹は道道の嵩上げ工事なども行っていますが、1本道ゆえに災害時に孤立の危険もあり、避難路として2本目の道路確保が課題となります。

東部地区で人口が1番集積する尾岱沼は、中春別への道道を高規格化できれば、現在はカーブや起伏が多く路幅も狭い道を別海本町への生活路として、また、災害時の避難や物流の道路として有効に活用できるものと考えます。

自然災害の前で人間は無力ではありますが、備えることで防ぐことのできる被害も多くあ

ると考えます。

海岸地区に限らず、災害時に孤立した地域をつくらないためにも、町内の主要な道道を高規格化、町道の舗装化や拡幅をしていくことは住民の生命と財産を守り、基幹産業を守ることにつながるものと考えます。

もちろん我が町の意志だけでどうにかできるわけでもありませんし、多額の費用がかかるのですが、国や道への働きかけを含め、災害を想定した道路整備に対し町長はどのように考えておられるかをお伺いします。

○議長（松原政勝君） 建設水道部長。

○建設水道部長（宮越正人君） お答えをいたしたいと思います。

議員御承知のとおり、本町もこれまで大きな自然災害によりまして、道路が陥没するなど大きな被害を受けてまいりました。

特に平成5年、6年と連続して発生いたしました釧路沖、また、根室東方沖地震の際には町内各所で道路が寸断される状況となりました。

このような経験もあり、災害時における道路が果たす役割は大変重要なものであるというふうに認識をしております。

災害に備える対応といたしましては、町内を通過する3本の国道とそれに連絡する道道、町道の一部は緊急輸送道路として指定をされており、これに接続する町道が被害の状況によっては迂回路として基幹国道、主要道道を補完をして、避難路、または生活物資の供給路など応急、復旧活動を含む通行を確保するためには、特に重要と考えています。

このため、町道については国の交付金を活用して道路ストックの老朽化対策として、橋梁及び舗装道路の修繕事業を計画的に実施してまいりました。

また、町単独の道路維持補修事業においても、災害時に備えた改修も行っております。

国、道が管理する道路に対しては、安全な通行を確保できるよう、これまでも線形改良、あるいは路肩の拡幅など継続的に要望をしてきております。

いずれにいたしましても災害の種類、規模等により、その状況は大きく変わることが想定をされておりますけれども、町としては既存の町道を常に健全な状態に保ち、管理することで確実な応急、復旧活動が行えるものと考えており、国道、道道の管理者ともさらなる連携を深めまして、災害時の通行の確保に努めることとしております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 4番木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） 今の話の中で、要するに災害の位置づけですか、道路のね。緊急用の道路として位置づけなんです、それは町としても、その指定をしているのかどうか。要するに道とか国が指定するだけではなくて、町としても指定をしているのかどうか伺います。

○議長（松原政勝君） 建設水道部長。

○建設水道部長（宮越正人君） 御質問にお答えいたします。

緊急輸送道路とは何かという御質問だったというふうに理解しておりますけれども、災害時の応急活動にですね、重要な路線ということで北海道が平成8年に策定をいたしました北海道緊急輸送道路ネットワーク計画というものがございます。それによって指定をされた道路でございます。

法的根拠といたしましては、地震防災対策特別措置法という法律の中で、道が国のほうから指定を受けて計画をつくったということございまして、町がこの道路が緊急だとい

うことで策定をしたということではございません。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 4 番木嶋議員。

○4 番（木嶋悦寛君） 1 番事情がわかってるのは多分町だと思うんですね。中で、当然意見を集約しながらそういうものを作ってると思うんですが、やはり町として災害時にどういった道路をどう活用するのか、どこが大事なのか、それは国道だろうが町道だろうが道道だろうが関係なくですね、町として把握というか、指定していく必要があるのかなというふうに考えますし、その整備に関しては国や道に対してしっかりと要請していく必要があると思うんですね。ですから災害道としての考え方、災害道路として防災道路としての考え方をどう町が持つかということが必要になってくるのかなというふうに思いますが、そのあたり町長、見解をお聞かせください。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（曾根興三君） ちょっと想定外の質問でしたけれども、災害に備えるためには国だ、道だ、そういう押し付け合いができないんで、町とすれば町民がどうやった形に対応していくことが 1 番安全で安心できる体制になっていくのかということについてはきちっと調査をかけて対応していきたいと思ひますし、ただ、道路を整備するかどうかということについては、それぞれの採択の基準もありますし、災害についても災害と一言でなかなかくれない部分がありまして、今の建築の基準、建設土木関係の基準については、ある一定量、一定の震度に対する一定の雨量に対する耐久性は考えておりますけれども、それを超えた場合には、いわゆる想定外ということが出ますけれども、これは想定外でなくて、それを超えた場合には被災を受けても仕方がないという考え方が、それに対応できるような体制をとっていこうというような考え方を思ってますんで、すぐに道路を今よりも大きな基準にしていくということはなかなか難しいと思ひます。

これは国なり道なりに、基準の改正についても要請をしていかなきゃならないし、高潮についても今の堤防の高さが今の基準ですので、これを単純に高くするというにはなかなかない部分がありますので、そういう基準の改正をしていくということ、それを求めていくことが早急な町としての対応していかなきゃならん部分かなというふうに私は、自分の経験から考えております。

また、一方では例えば床丹地区については、こしは林道を道の林務のほうと相談をして、つけてくれるというようなことがあって国道 244、1 本ではなくて、山のほうへ逃げていけるような道路の整備も計画しておりますので、そういうことを実行することによって、少しでもその町民の安全を図っていくということは必要だと思ひます。

一方、先ほど出ました走古丹のほうで道路を 2 本つくれるかということ、これについては自然公園内ですので、なかなかもう 1 本道路をつくれるかなということの難しさもあるかと思ひます。

いろいろなことをしっかりと調査をし、そしてどういう形ができるか、どういうふうにしていくことが必要か、そのことをしっかりと把握して町として全体の防災計画をさらに積み上げていきたいと、そういうふうにおもっておりますので御理解をお願いします。

○議長（松原政勝君） 4 番木嶋議員。

○4 番（木嶋悦寛君） 3 番目の質問です。

国際的な経済交流についてです。

一昨年の第 4 回定例会において、国際的な経済交流について質問させていただきました

た。

これは平成25年第3回定例会における私の「国際的な経済交流の成果と今後の見通しについて」という一般質問に対する町長の答弁を受けての質問でしたが、一昨年も平成25年と同様に「中国の特定都市との友好都市提携の考え方は今も変わらない。今後情勢を判断しながら模索していきたい。」との答弁でした。

昨年、前町長急逝により町長がかわりましたが、町の経済政策として現在も進行中であるものと考えます。

以前にも申し上げたように、地方自治体が単独で国際的な経済交流を行うことはリスクや非効率性などが考えられる一方、現在では農水省が窓口となり農産品の輸出に関して相談にあたっています。それにも関わらずなぜ直接取引にこだわるのか理解に苦しむところです。

ここは一旦白紙に戻して、行政として輸出にかかわりたいということであれば、改めて違う手順で進めるべきではないかと考えます。

中国の特定都市との経済交流、友好都市提携も含めた国際的な経済交流に対する町長の考えをお聞かせください。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（曾根興三君） まず、友好都市の考え方ですけれども、友好都市交流につきましては枚方市との菊と緑の会、さらにはふれあいの翼、これら相互のイベントにおける出展などを通して交流を図っておりまして、枚方市との友好都市である名護市、四万十市ともに友好都市サミットやイベントなどを通じて今後も良好な関係を築き、より一層交流を深めていきたいというふうに考えております。

それから中国圏の売り込みですけれども、これについては私としましては別海ブランドを海外まで広める必要性については理解をしているつもりですが、中国の特定都市との直接経済交流までは今のところ考えてはおりません。

さらに、新たな友好都市の提携につきましても経済交流を含め、お互いに相当の信頼関係を構築した上でなければ、実行するべきではないというふうに考えております。海外との交易そのものは別海ブランドの確立のためには、必要性もあり得ると思っております。

2月15日に発足いたしました根室管内におきます台湾との親善協会、根室地域日台親善協会というのが発足いたしましたけれども、私もこれに出席をいたしました。

いろいろな可能性のある取り組みにつきましては、的確な情報を集めまして、正確な状況を見きわめながら対応していくというふうに考えておりますし、海外的な取引を全くしないということではありません。一歩でもできるものに取り組んでいきたい。

ただし、それは慎重に的確な判断をしながらというふうに考えております。

以上、中国との経済交流の考え方と、そして海外との経済交流に対する私の考え方を申し述べましたので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（松原政勝君） 4番木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） ちょっと再確認させていただきます。

前町長が掲げていた中国との特定都市との経済交流、そしてそれを含めた国際的な経済交流に関するものについては、一旦白紙に戻すと。

そしてまた再構築していく、必要なものは再構築していくという町長の考えだということとで間違いはないでしょうか。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（曾根興三君） 中国との直接取引については、今申し上げましたように私自身も、特につながりはありませんのでなかなか取り組んでいこうという、今のところ考え方を持っていないです。

今までの前町長の取り組みの中で、例えば中国からそういう部分においてうちに打診があったり、意向確認があったりした場合には、それはまたその段階で情報をしっかりと把握をしながら判断をしていかなきゃならないと思います。

私自身から積極的に中国に行こうとは今のところ考えておりません。

ただ、その海外的には新聞にも一部出ましたけども、別海町産の牛乳をリッター700円で売ってもいいというような会社も、私のところに現実に社長が話を持ってきたこともありますので、そういうことも含めて台湾と、また、根室管内全体で交流をするというような目的の組織もできましたんで、そういう部分に別海町も入っていってみると、どういう状況かということの情報収集は大切だと思っておりまして、可能性があるのであればそういうところに参加することによって別海ブランドが、さらに広がればというようなことも考えております。

したがって、いろんな可能性をこれからトライしていかなきゃならないと思っております。

そういう考え方ということで御理解をお願いします。

○議長（松原政勝君） 4番木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） 一旦白紙に戻したということで理解してまいります。

4番目の質問です。担い手不足解消への取り組みについて。

平成22年の国勢調査によると別海町の当時の人口は15,855人で、このうち15歳から64歳という就業可能人口は9,985人でした。しかし、このうち実際に就業している人数は8,589人で、1396人が働いていないという計算になります。学生や障がいのある人などを除いたとしても相当数の方が不就労、つまり働いていないということになります。

当然、求職中であつたり、病気やケガなどで働くことができなかったり、ひきこもりなど社会とのかかわりを拒絶している人たちも含まれていると考えられます。

ニートと呼ばれる若年無業者も社会問題となっており、担い手不足に拍車をかけているものと推測できるところです。

不就労者のうち、児童生徒以外のひきこもりについて質問します。

1点目です。

町では不就労となっている人のうち、いわゆるひきこもりと言われる人の実態把握についてどのような取り組みがなされていますか。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） ひきこもりの実態把握については、人数など個別の調査は実施していません。

しかし、町民の生活実態を確認することができる場面としては、心の相談事業や生活に困窮している方からの生活保護申請相談、地区の民生委員児童委員活動による個々の相談等において、就労可能な年齢で社会とのかかわりを拒絶している方がいることは確認できます。

しかし、ひきこもりの原因には対人関係の問題、健康や心の問題など様々かつ複雑な要

因もあることが推測され、状況によっては第三者の介入を拒絶する傾向にあるため、現状に起因する内容把握ができない立場での助言や支援は困難であり、専門的知識を持つ職員等であっても慎重に行う必要があると考えます。

以上です。

○議長（松原政勝君） 4 番木嶋議員。

○4 番（木嶋悦寛君） 2 点目です。

秋田県藤里町では社会福祉協議会が中心となってひきこもり対策を行っており、就労につなげることで地域の担い手不足を補うという取り組みがなされています。

一昨年から当町にテレワーク実証実験に訪れているマイクロソフト社でも全国の引きこもりの支援者の会とつながり、就労につなげる取り組みをされています。

介護職や基幹産業などの担い手不足解消に向け、ひきこもりの方の社会復帰を進めることに真剣に取り組む価値があると考えますが、町長はどのように考えますでしょうか。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） ひきこもりの問題は個人だけではなく、家族にとりましても大きな問題であると認識しています。

秋田県藤里町の取り組みは、過去にNHKクローズアップ現代などでも人口3,600人余り、高齢化率42%強の小さな町の挑戦として放映され、取り組みの内容は藤里方式として著書にもなり注目されています。

本町のひきこもりの対策の現状は、各業務の中で来庁や訪問時に家族の方などから相談を受けた場合、その人に合った支援につなげています。

また、自殺予防の観点からもひきこもりへの理解を深めるため、平成25年度に「ひきこもるこころの理解と支援」と題した講演会を実施しています。

質問にある介護職や基幹産業を雇用場の場とすることは、町が現在行っている介護職員初任者研修や研修牧場などの研修事業は有効な手立てであると考えます。

しかし、ひきこもりの方が急に就労することは難しいと推測されますので、まずは社会復帰を進めるため、環境づくりとして地域住民の理解を深めるとともに、居場所、交流の場づくりなど各関係機関及び民間企業との連携が重要であると考えます。

以上です。

○議長（松原政勝君） 4 番木嶋議員。

○4 番（木嶋悦寛君） 藤里のことを詳しく、今お話いただきましてありがとうございます。

私もその著書の中で非常に印象に残っているところがあって、そこで働き、要するにひきこもりたくてひきこもっているのじゃなくて、実は働きたいっていう方が非常にたくさんいたということですね。ですから、そうした掘り起こしをしていく、かかわりを持っていく、復帰の手だてをつくっていくということが非常に重要だなって、ということが考えられますし、これまさしく協働のまちづくりの中で、いろんな方たちがそこにかかわっていくっていう、地域がかかわっていく、行政がかかわっていくということが非常に大事なのかというふうに考えます。

本当に、先ほど言った数字は、その中には当然専業主婦の方がいたりだとか、働く必要のない方もいらっしゃると思います。だけど、その中に本当に10人でも20人でも、そうした人がいるんだったら、そう言う人たちにきちんとこの光を当てていかなきゃいけないというのが、私たちの役割なんじゃないかなというふうに考えます。

そうした中でやっぱり、それを地域の就労につなげていくという仕組みをつくっていくとですね、これはまさしく宝になるわけですね、人材が宝物になります。

そうした取り組みを、やっぱり具体的にこれからの、進めていくということを形にしていくということが大事なのだと思いますが、そのあたりについていかがでしょうか。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 藤里町の取り組み等につきましては、私も内容をいろいろ読んだりしたんですけれども、本当にひきこもっている方がひきこもりたくてひきこもっているわけじゃないと。外に出て働きもしたいというようなことから始まると。就労につなげていくということが書かれていました。

それまでには、本当に実態調査等も何年も、3年も4年もかけて掘り出しというんですか、そういうことを行って、本当にその町にとりましては素晴らしいことだというふうに思いました。

別海町で、それでは同じようなことができるかといいますと、そこ、本当に同じようなことだけをしていいのか、3,600人余りの町村の中で、3年かかるとすれば、本当に状況も環境も違う中で、町が実態調査をするとなると物すごい年月もかかりまして、その時点でどうなんだろうということなどもいろいろ考えるところがありました。

まず、今の町の現状としましては、本当に先ほどの繰り返しになりますけれども、まずは、最終的には、就労等につなげるという目標は当然のことですけれども、まずは社会復帰を進めるための環境づくり、地域住民の理解を深める、居場所、交流の場づくりなどを関係機関と連携しながら、そのことに取り組んでいくことが重要と考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 4番木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） この件についてはですね、引き続き、ぜひ検討いただきですね、私もまた改めてですね、また踏み込んだと質問をしていきたいなというふうに考えます。

次です。5番目です。定住移住促進についてです。

平成22年の国勢調査の数字ですが、別海町の人口15,855人に対して昼間の人口は16,375人と、520人増えるという結果が出ています。単純に考えて別海町外に暮らす人が別海町に通っているということが言えると思います。

この逆もあると考えれば、昼間に増える人口はもっと多いといえます。もちろん高校生も含んでの数字ですが、昼間に500人以上の人たちが別海町に通っているということは、この人たちが別海町に暮らすという可能性も持っているわけです。

この数字の中には、以前別海町に暮らしていたが何らかの理由で町外に移り住み、仕事は別海町に通っているという方もいらっしゃると思います。

いかに人口をふやすかも大事ですが、いかに減らさないかはもっと大切なことだと思います。

1点目です。

現在、別海町に暮らす皆さんが、ここにずっと住み続けたいと思える町にできるよう定住を促進することが大切であります。もちろん移住促進のための取り組みもまた大切ではあると考えますが、定住促進を第1に考えるべきであり、この順番を間違えてはならないと考えます。

町長はどのように考えるのかお聞かせください。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（曾根興三君） 別海町の人口減少の大きな要因としましては、社会増減であります転出者数が転入者数を上回っていることが挙げられておりまして、人口減少に歯止めをかけるためには定住を促進することが大変重要な施策であるというふうには考えております。

その中で、就任時から公約として掲げております子育て世代への応援、そして老後の安心、活力ある産業、これらの３点の実行、実現が定住につながるものというふうに考えております。

町民の皆さんが住み続けたいと思うまち、安心して暮らし続けられるまち、そして進学などで町外へ転出された若者が帰ってきたいと思うまちを目指して、本町のまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

もちろん、移住促進は心豊かなまちづくりのためには、新しい文化や歴史の重み、発想の転換等いろいろな知識、経験、行動力を持った方々が別海町に住んでくれるということができましたら、これは大変ありがたいことだと思います。

したがって、まちづくりのためには移住促進も定住促進も、どちらも大切な取り組みだというふうに考えております。

その考え方でまちづくりを進めたいと思っておりますので、御理解をお願い申し上げます。

○議長（松原政勝君） ４番木嶋議員。

○４番（木嶋悦寛君） 今住んでる人が本当にこの町に住んでよかった、幸せに思っているっていうことは、これはもちろん移り住んでくる人にとっても同じだと思うんですね。ですからやはりその順番というかですね、まずここに住んでる人たちが本当にこのまち、住んでよかったと実感できるようなまちにしていかなきゃいけないと。

そこにくっついてですね、また移住がやってくるということなのかなというふうに考えますのでよろしくお願いします。

２番目です。

定住を促進するためには、町ではどのように考え取り組んでおられるのかをお伺いします。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） ただいまの御質問につきましては、私のほうからお答えします。

本町の離農状況は、過去３年間で６２戸、年平均としては２０戸程度が離農している状況にあります。

離農後の動向につきましては、経営転換が８戸、無職が２８戸、他産業への従事が７戸となっています。

また、離農後の所在につきましては、離農地での在宅が４６戸、町内転居が６戸、町外転出が１０戸となっており、引き続き町内に住まわれている方が５２戸と、全体の８４％の方が引き続き本町に住み続けている状況にあります。

近年の離農要因につきましては、負債問題によるものより後継者問題や事故、病気での離脱が多い状況となっております。

離農地での在宅が多くなっているのは、やはり親の代から住みなれた地域にとどまりたいとの思いが強いことや市街地に転居したとしても、今までの生活の中の習慣もありまして、広い畑での野菜等の部分のそういうものをつくるといったような土地の確保がなかなか

かできないというような理由もあるのかなと考えております。

また、町外へ転出された方については、総合病院等のある町への転居や子供と一緒に老後を暮らすなどが転居の理由となっております。

離農後の状況や実態等から現時点では早急にこれらに対応する必要性は少ないものと考えますが、現在、離農地に在宅している方も高齢等により、将来的には市街地への移住を希望することも考えられますので、空き家住宅の実態調査や空き地を含めた有効対策など、移住定住の促進や住宅ストックの循環利用といった総合的な対応を検討する必要があると認識しているところでございます。

以上です。

○議長（松原政勝君） 4 番木嶋議員。

○4 番（木嶋悦寛君） 先ほどから何度も言いますが、やはりこの町に住み続けていきたい、よかったということをやっぱり実感できるようなまちにしていける。これはもう総合的にやっぱりやっけていく中で、こうした人たちも1軒でも、1人でも町外に、やむを得ない場合は別ですけどね、出ていかなないように取り組むというのが大事なのかなと考えます。

以上で質問を終わります。

○議長（松原政勝君） 以上で、4 番木嶋悦寛議員の一般質問を終わります。

ここで会議を1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 0時56分 再開

○議長（松原政勝君） 若干時間前でございますが、皆さんおそろいなので始めたいと思います。

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、2 番外山浩司議員、質問者席にお着きください。

なお、質問は一問一答方式であります。2 番外山議員。

○2 番（外山浩司君） 通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に教育委員会制度の一部改正に伴う別海町の教育について。

これについては、先ほどの中村先生とダブっていますけども、一応確認ということでお願いいたします。

平成27年4月1日に政府は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」を施行しました。これにより教育委員会制度が一部改正されました。

この新制度のもと、新教育長が首長の任命・議会の承認を得て2月に選出されました。

新制度の主な内容は、①教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置。②新教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化。③「総合教育会議」の設置。設置者は首長。④首長が教育に関する大綱を策定するなど首長・教育長の権限を強化するものです。

この教育委員長と教育長の一本化により、第一義的な責任者が新教育長であることが明確になり、いじめ問題等への迅速な課題への対応が期待されます。

さらに、教育委員会は首長から独立した行政委員会としての位置づけながらも、首長が総合教育会議の設置や教育大綱の策定などと教育へのかかわりが深まります。

これにより、子供たちに被害が及ぶ事態が発生した場合、首長の臨機応変な対応が可能になりました。

そこで質問します。

1点目。教育委員会制度の意義である政治的中立性の確保、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映など民主的な教育委員会体制を堅持すべきと考えますが、町長の見解をお聞かせ下さい。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（曾根興三君） 今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長として教育委員会の連携強化が主な目的でございます。

教育委員会の職務権限や合議制の執行機関としての制度に変更はありませんので、政治的中立性等は維持されているというふうに考えております。

また、首長との連携が強化されたことによって、住民の意向がより反映されることになったというふうに考えております。

本町におきましても、アスベスト等の課題が昨年ありましたけれども、これも教育委員会と行政と迅速な対応をして、しっかりとした対策がとれたというふうに思っております。

そういった意味でも、行政と教育機関がしっかりと連携をとっていくことがこれからも大切なことだというふうに思っておりますので、私はそういう方向で行政を進めたいと考えております。

○議長（松原政勝君） 2番外山議員。

○2番（外山浩司君） 今の答弁のようにですね、地方行政における責任の明確化と、あと迅速化ということですね、引き続き新教育長と力を合わせてお願いしたいと思えます。

事件的にはですね、自分も教員になってから30年近く前ですけども、隣の標津高校で大きな事件が、高校生の殺害事件がですね、連続して2件続けて起きたことがありました。

この法律の発端となった滋賀県の大津市の事件、5年半ぐらい前ですけども、そういう事件もありました。

それで動いてきてたのに、ことしになって2月ですね、また愛知県で養護施設から中学3年生の子が自殺をします。その対応について、保護者会では校長先生が担任の責任を認めてたんですけども、次の日の記者会では見解がなかった。

また、そのときの教育長についてもですね、隠蔽という言葉が適切かどうかわかりませんが、そういう事態があったと。本町ではそういうことがないと思いますけども、町長ですね、かかわりを深く持っていて迅速な対応をお願いしたいと思います。

次に2点目です。

新制度で、首長が教育に関する大綱を策定するに当たり、どのような考えをお持ちかお聞かせ下さい。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（曾根興三君） 本町においては、前町長のもと平成28年2月に大綱を策定しております。

私といたしましては、この大綱の基本目標であります人を育み、文化を創る、心豊かなまちづくり、これを推進していきたいと考えております。

大綱の期間は、町の第6次総合計画同様でございます。平成30年度までとなっておりますので、第7次総合計画の策定にあわせて教育委員会と十分に協議を行いながら、次の

大綱を策定していきたいというに考えております。

○議長（松原政勝君） 2 番外山議員。

○2 番（外山浩司君） ここに今のですね、教育大綱ありますけども、これについては町長さんも教育長さんもですね、就任される前に作成されたものなんです。28 年 2 月ですので、それで改めてお聞きしますが、これについて現時点で見直しをするということについてはいかがでしょうか。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（曾根興三君） 大綱は、町長がつくったということでございます。

次の大綱をつくるに当たり、やはり現在の大綱がどこまで実行されているか、そして、中身がそのままでいいか、そこら辺も新たな教育委員会の体制の中で相談をしながら方向性を決めたいと思います。

もし、改正をしなきゃならないような事項があるということであれば、そのこともしっかり検討していきたいと思ひますし、引き続き実行していかなければならない部分があれば、それは第 7 次の中で生かしていければと思ひております。

柔軟な体制の中で、しっかりと 28 年 2 月の大綱の中身の実行された部分と、それから善し悪しについては検討をして、次の大綱につないでいきたいと考えております。

○議長（松原政勝君） 2 番外山議員。

○2 番（外山浩司君） 一応、期間が 30 年までとなっていますが、答弁は柔軟な対応ということですのでよろしくお願いしたいと思います。

先ほど新教育長がですね、子供たちにとって何が大切か、それ一番考えていきたいということでしたので、町長ともどもですね、力を合わせていただいて、私たちもですね、協力できることについては一丸となって協力してですね、別海町の教育、子供たちのため教育向上にですね、尽くしていきたいと思ひます。

続いて 2 点目です。

酪農ヘルパーの人材確保に向けて。

全国酪農協会 2017 年 1 月 10 日発行の会報に、酪農ヘルパー要員 2,000 名割れ、利用日数増加も人材確保が深刻な課題とあり、酪農ヘルパー利用組合の実態調査速報を取りあげていました。

本町のヘルパー組織には、べつかい酪農ヘルパー利用組合、西春別酪農ヘルパー利用組合、中春別酪農ヘルパー利用組合、道東ファームサポート有限会社などがあります。

また、個人のヘルパーや中標津町ヘルパー会社有限、ファム・エイを一部の地域や個人の酪農家が利用しています。

利用回数は、1 戸当たりの年平均が 17 日で、月 1 回半程度になっています。

利用方法は、年間計画を立て申し込み利用していますが、全国同様にヘルパー不足により希望通りに来てもらえないのが本町の実態の様です。

各組合には、葬儀の時など緊急時対応ヘルパーの体制をとっていますが、十分対応できていません。

また、ヘルパー派遣希望日が子どもたちの学校の休みの土曜日、日曜日や 7 月、8 月に集中する傾向にあります。

農協の役員研修会等で重なった場合にも対応できず、せっかくの研修をあきらめている実態もあるようです。

そこで質問します。

1 点目。ヘルパー確保に向けて町としてどのような対応策を取ってきたかを聞かせください。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） お答えいたします。

北海道内はもとより、本町でも離農による生乳生産量の減少を既存酪農家の飼養頭数増加など、規模拡大によりカバーしているような状況にもあります。

酪農経営は、毎日の搾乳など乳牛への世話を欠かすことができません。

また、家族経営が主体となっていることから、近年の飼養頭数の増加による労働負担が大きくなっている現状にあります。

このような背景の中、酪農ヘルパーの需要は年々増しており、労働力の負担軽減及び休日の確保を図ることはゆとりある酪農経営を実現するために、酪農ヘルパーは酪農経営に不可欠なものとなっています。

人材確保に関しては、別海地域担い手育成総合支援協議会が中心となり、東京、大阪、札幌で開催される新・農業人フェアや北海道新規就農・農業体験市町村参加拡大セミナーでの募集活動を行い、また、将来の担い手となり得る人材発掘のため、首都圏の大学、高校、専門学校を訪問した中で、新規就農者や酪農ヘルパー要員等の新たな人材発掘に積極的に取り組んでいるところです。

人材育成に関しましては、平成25年度から酪農研修牧場において、法人雇用や酪農ヘルパー育成のため、独身者の研修生受け入れも行っております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 2 番外山議員。

○2 番（外山浩司君） 今町としてですね、いろんな取り組みをしていると。その一つの中に農業人フェアとかいう、そこへ出向いてるっていうことがありましたけども、それぞれの様子といいますか、効果ですか。

効果についてお願いしたいと思います。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） 昨年度から農協職員、町、研修牧場一体となった中で本格的に担い手、あるいはヘルパー等の部分の中身で出向いて行っております。

組織としては、担い手協議会を中心に酪農研修生等の募集活動を実施しておりますが、本年度は東京、大阪を中心に農業人フェアに9回出向いておりまして、研修生等の募集活動を行うとともに、高校、大学等14校を訪問して町内での酪農体験を進めております。

農業人フェアでは58組67名と面談を行いまして、そのうち5組のカップルを含む17名が町内で酪農体験を行い、また、行う予定となっています。

募集活動では、近年、夫婦やカップルでの来場者が極端に少なくなっておりまして、独身者の割合がふえているところでございますが、まず独身者に対しましては、研修牧場に前段として酪農ヘルパーや農家研修を進めているような状況であります。

以上です。

○議長（松原政勝君） 2 番外山議員。

○2 番（外山浩司君） 9回の中でですね、58組ですか。そのうち17名も町のほうに關係、研修に来ていただいているということですから、そこそこですね、成果があって、今の現状に至っているのかなというふうに思います。

ただ、先ほど部長の説明の中で、この3年間で62戸の農家が減しているということ

で、今の最近出てきた中でのコントラクターですとか、TMRによる配送によって高齢者の人たちにとっては一つの労力の軽減っていうかな、そういうふうにつながっていくと思うんですね。各組合が取り組んでいるようです。

また、今回調べた中でですね、酪農ヘルパー生涯互助会制度というのが全国にあるんですね。

ただ、加入率は全国的でも34都道府県の中で53%しか利用していないと。本町においても、加入してるとこ加入していないところがあるようです。

今、一つについては、この4月にですね、加入するということで動いて、これによってもし大きな事故ですとか、病気になった場合ですね、互助会の制度にもよるんですけども最大の2カ月間ですね、補償が出るということで動いてるようなんですけども、まだまだ至っていないようなところもあるようです。

そこでですね、2点目ですけども、各ヘルパー利用組合に対しての支援・補助内容についてお聞かせください。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） 国においては、酪農経営安定化支援ヘルパー事業により、人材確保や育成のための支援及びけが・病気時における経営継続のための支援等を実施しています。

また、道では酪農経営ヘルパー育成支援促進事業により、地域の高齢酪農家等の経営全般を支援するため、酪農経営ヘルパーの育成に対しても支援を実施しています。

町としても、酪農ヘルパー事業への支援を継続して行っているところですが、平成16年度までは酪農ヘルパー利用組合の円滑な事業推進ため、酪農ヘルパー円滑化対策事業として運営費の助成を行っております。

平成17年度からは中山間地事業の共同取り組み活動として、引き続き運営費に対する助成を行っています。

また、平成28年度から中山間事業による新たな取り組み活動として、酪農ヘルパー募集推進事業による新・農業人フェア等での募集活動に対して、町内各酪農ヘルパー利用組合に対してヘルパー要員を確保するための経費助成を行っているところです。

以上です。

○議長（松原政勝君） 2番外山議員。

○2番（外山浩司君） 16年度までは町のほうでこうしていたと。17年度からは中山間補助事業を使って行っているということで、この年間ですね、どのぐらいの補助をしているかもしわかれればお願いします。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） 全体で1,000万円ほどになります。

以上です。

○議長（松原政勝君） 2番外山議員。

○2番（外山浩司君） 1,000万円ということですので、道東あさひですとか中春ですとか、各組合数に応じて多分配分されているかと思うんですね。

これらの予算っていうのは、農家の負担軽減に使われているのか、それともヘルパーの人への賃金アップというかね、それにつながっているかとか、そういうなんか枠組みみたいな、枠というか利用組合のことなんですけども、その辺りの情報があればお願いします。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） お答えいたします。

農家の負担軽減ということで出しています。

以上です。

○議長（松原政勝君） 2 番外山議員。

○2 番（外山浩司君） 利用組合のことでしたので、今回、自分あの中標津とか標津町に行って話を聞いてきたんですけども、中標津も同じように中山間を使ってますということで、標津町は引き続きで町単独で補助をしていて、あるいは同じように農家負担の軽減に使ってますというお話でした。

それで、今回の本町の利用組合のほうでヘルパーのアップということですね、3 年間で10 数名を確保して高めていきたいと。その中で賃金アップのことはもとなんですけども、どうしてもネックなのが住む住居であるというんですね。

それで本町の中、見てみるとなかなか先ほどの住宅なんていうこともあったんですけども、一部閉校になった学校の教員住宅なんかの活用ですか。

そのあたりについては、いかがでしょうか。

○議長（松原政勝君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） ただいまの質問、私のほうからお答えしたいと思いますけども、酪農ヘルパーの方々に限らずですね、例えば農家のほうに労働力として働いている方でなかなか農家の近辺にですね、居住地を確保できないというような話がありまして、町の職員住宅の使われてないものをですね、期限つきでお貸ししたりとか、あるいは教員住宅も全てがなんていうんですかね、普通財産になって自由に使えるという状況にないものが多いものですから、教育委員会の判断でそこに一時的にですね、今言われたような方々を緊急的に住まわせるっていうのは、ちょっとなかなかできない部分もありますけども、まさに教育委員会で利用されないような教員住宅につきましては、町長部局のほうに引き継ぎを受けてですね、先ほど言ったように町の職員住宅と、ある程度同じような扱いの中ですね、対応できるものについては、先ほども言いましたけども、酪農ヘルパーの皆さんに限らず緊急的にお貸しをしているという実態はありますけれども、先ほど外山議員のほうからもありましたけれども、ヘルパーの利用組合のほうもですね、やはりそれでいろいろと農家にヘルパーを派遣する事業をやってるわけですから、例えば農協等であればですね、そういう方々の居住地も今確保するという動きも農協によってはですね、出てきておりますので、そういう実態としてですね、困っている状況で町としても許せる範囲であればですね、酪農ヘルパーの皆さんに限らず対応しておりますので、今後もその分については考えて対応していきたいというふうには思います。

○議長（松原政勝君） 2 番外山議員。

○2 番（外山浩司君） 今副町長さんのほうから許せる範囲ということで、ヘルパーに限らずということでありましたので、全道的にも多くの学校がですね、今閉校していますので、一つの酪農の町別海としてモデルっていうんですか、モデル地域的にそれが波及してくといいのかなと思ったものですし、住宅問題についてはヘルパーだけでなくてですね、大きな問題だと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（松原政勝君） 以上で、2 番外山議員の一般質問を終わります。

次に、11 番瀧川榮子議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。11番瀧川榮子議員。

○11番（瀧川榮子君） 通告に従いまして質問させていただきます。

1問目として、子育て世代への応援についてです。

別海保育園では、0歳、1歳、2歳児は保育園以外に受け入れ先がないということで、入園申込者全員が入園できることになりました。

子育て世代への心強い応援であり、大変うれしいことです。

しかし、3歳と4歳児は入園希望しながら抽せんにも漏れ、28人の子供たちが他の施設を選ばざるを得ませんでした。

現在の定員以上に在園していますが、平成29年度の入園申込者は例年以上に多かったのかについてお聞きします。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 認定こども園別海保育園の平成29年度入園申し込み人数は施設定員85名に対して、3号認定の0歳児5名、1歳児27名、2歳児26名、2号認定の3歳児21名、4歳児19名、5歳児18名の、合計116名となり、定員を大きく超過する申し込みがありました。

平成28年度入園申し込み人数と比較し、3号認定の3歳未満児が17名の増、2号認定3歳以上児が9名の増となったところです。

平成28年度申し込み合計数は90名でしたので、単純比較しますと、総数で約1.3倍増の状況となり、特に1歳児の申し込みは約2倍増となりました。

以上です。

○議長（松原政勝君） 瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 出生率が高くて、そして申し込みが多いということは大変喜ばしいことなんですけれども、2問目に移ります。

別海町は出生率も高く、0歳児から保育ができ、職場も多い別海保育園への入所申し込みはふえていくのではないかと思いますがいかがですか。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 0歳児からの受入れ可能な保育施設は、中央及び東部地区では別海保育園1箇所であること、特に別海市街地区に働く場が多いことなどから同施設への入園申し込みは増加傾向にあると考えられます。

また、国基準の50%とする保育料や国基準を上回る多子世帯への保育料軽減など町独自の子育て支援施策により、働きやすい環境が整ったことにより今後も就労する方がふえていくことが推測されます。

しかし、新制度下の認定こども園は私立、公立を問わず、保育認定を受けた子どもが利用出来る施設であることが徐々に浸透していることや私立こども園では事業者の特色をだした施設運営を行っていることから、今後、別海保育園以外の施設選択の増加も十分に見込まれます。

以上です。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 私立の幼稚園の特色を生かしてあるということで、そちらのほうを選ぶ保護者の方がふえていくっていうのもあるのではないかとということですが、今回、保育園を選んだ親御さんたちの中では保育園を落ちてしまうということで、かなり大きな衝撃が走っています。

それで、私たちのところでもこれについて本当にどんなふうにすればいいんだろうという話を話し合ったりもしました。

別海町では平成28年1月から12月まで子供たちがたくさん誕生しています。平成28年1月から12月まで別海の広報を見ました。

この中では、役場で承諾された方のみの名前が載せられているんですけども、117名の新しい命の誕生が記せられています。

そういうことから、いろんな所で働く人がふえていくということは、別海保育園0歳児、1歳児、2歳も保育しているっていうことで、さらに働かなくては食べていけないっていう、生活できないっていうような世帯もいらっしゃると思いますし、保育園が大いに活用される場所になるっていうのは明白だと思っています。

それで、三つ目の質問に移るんですけども、定員オーバーでの保育が現状となっていますが、安心して生み育てられる子育て世代応援のために、空間を拡大することも視野に入れる必要があるのではないかと考えますがいかがですか。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 町の子育て支援に係る施策は、別海町子ども・子育て支援事業計画に基づき進めています。

計画では、各施設の利用定員について過去の出生率等を基に推計し、計画策定後に待機児童を生じさせないこと、また、各施設の利用児童数が定員を大きく下回らないこと等を勘案し、町内の全体量を見込み、受け皿となる施設整備等の確保の内容方針を規定し設定しています。

別海市街地区の量の見込みは、私立認定こども園2園と公立別海保育園の3施設全体で、1号認定の幼稚園利用、2・3号認定の保育園利用について待機児童を出さずに全ての児童を受け入れられる計画内容となっています。

このことから、単年度の状態によって直ちに施設の増築を検討する状況にはありませんが、今後も定員を上回る申し込みが継続し、待機児童が発生するような状況が想定される場合、子ども子育て会議等の意見を聞きながら総合的に判断したいと考えます。

また、定員を超えての保育については、厚生労働省からの通達「保育所への入所の円滑化」により、定員の範囲内での保育を原則としつつ、待機児童の解消を目的として「年度の途中に保育の実施が必要となった児童が発生した場合、受け入れ体制のある保育所において定員を超えて保育の実施を行うことができる」とされ、年度の途中では定員の120%まで弾力的に受け入れが可能とされています。

今後も、待機児童を出さないことを町の責任として最優先に考え、別海保育園では3号認定を中心に年度途中の受け入れも配慮し、園児募集や施設運営を行ってまいります。

以上です。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 1問目のところでお聞き、回答があったんですけども、新年度の申し込みっていうのは116名と定員85名に対して大きくオーバーしています。

それだけの方が保育園を利用したいと思われているっていうことは現実問題であって、他の私立幼稚園のほうに入れるから、それで100%皆さん入れたからオーケーですっていうふうなことには、ある意味ならないのではないかと思いますので、出生率とかいろいろなことを考えて、これから検討していくっていうこともおっしゃっていらっしゃいますので、ぜひその方向できちんと検討していただければと思います。

それでは、四つ目の質問に移ります。

現在、別海保育園に子どもを通わせ、29年度は抽選に漏れた保護者からは、「違った環境に慣れるための慣らし保育の時間をしっかり持ちたかった」などの声が聞かれます。

来年度に同じことで保護者が悩んだり、子どもたちの戸惑いがなくて済むよう最大限の考慮を払う必要があると考えますがいかがですか。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 今回の利用調整において施設を変更せざるを得なかった園児の環境の変化には十分な配慮が必要と考えており、丁寧な引継ぎ等の対応を取ることとしています。

また、慣らし保育については、通常、子どもの環境の変化に配慮し心身の負担を軽減しながら、新しい環境に慣れてもらうためのものと理解しています。

現行制度における子どもの認定期間は年度によるもので4月入園となりますが、3月中に翌年度4月から通園予定の園において、在園児と一緒に慣らし保育等行うことは施設の職員等の体制整備も必要となることから困難であると考えます。

ただし、認定こども園で実施する在園児以外の子育て支援事業等に親子で参加するなどの方法により、施設利用することは可能です。

また、入園後に町内の私立認定こども園においても、2号認定こどもの保護者の就労に配慮し、慣らし保育を行っていませんが、園児個々の集団保育への適応が初めて集団保育を開始する、あるいは託児の経験があるなど異なることや慣らし保育は強制するものではないことから、各御家庭の状況や判断により個別に対応することを確認しています。

来年度の対応については、各年齢による子育てニーズに答えることが町の責務であり、お子さんを預ける施設がなく路頭に迷う御家庭をなくするため、町立施設では待機児童を出さないことを最優先とする基本的な考え方を申し込み時の保護者に対する説明時に徹底するとともに、私立こども園の協力を得ながら御家庭、園児により添った対応を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 丁寧な対応をしてくださるということなのですが、今回、保育所落ちて、そして私立幼稚園に行かなくてはならなかったというような御家庭の中でも保育所以外に、私立幼稚園に通うことになれば、保育所とは違った出費がたくさん出るのではないかなというような不安の声も聞こえています。

保育園に入るってことはそれなりの理由があって、基準的なこともさまざまあると思うんですけども、ただ単にその抽選ってということになりますと、ここのその生活スタイルっていうですか、その子供たち、その親たちの収入とか家庭環境とか、いろんなことを考慮して、そしてその保育園に入所させるか私立幼稚園に行かせるかっていうことの、どういふのかな、対応がうまく行かない。本当に保育所に入らなくてはならない子たちまでが抽選から漏れてしまう可能性もあるのではないかなと思うんですけど。

その辺のことについて抽選に漏れないような、本当に必要とする子供たちが抽選に漏れないような考慮っていうんですかね、そういうものがなされていることになったのかどうかについて。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） まず保育園を申し込む方は保育を必要とするという方で申

し込まれているものです。

私立幼稚園に関しましては2号の保育、保育園と同様の保育を扱う事業者として認定がされておりますので、いずれにしても保育を必要とする方ということに関しましては、公立保育園、私立の幼稚園の保育の部門で申し込みをする方には違いがないと考えております。

また、教材費等につきましては、所得に応じてなんですけれども助成の制度もございますので、そこら辺の活用も制度として始まっていることを申し添えます。

以上です。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 五つ目の質問に移ります。

小さな子供たちの成長を見守り命と向き合い、時間を共に過し子供と子育て世代を応援する職員の確保と処遇改善は大切です。

資格を持ちながら嘱託や臨時職員としてしか働けない状況の改善の必要性は議会の決算審査特別委員会でも常に審査される内容です。

しかし、これまで改善への道は開けていません。改善が望まれていますが見通しをお聞きます。

○議長（松原政勝君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） ただいまの質問につきましては、私のほうからお答えいたします。

保育士、それから幼稚園教諭の配置につきましては、国が定める施設ごとの基準により各年齢における児童数に対して、必要な正職員を計画的に採用し配置をしております。

また、このほか集団保育の中では、特別な配慮を必要とする園児が一定程度、毎年ありますけれども、毎年度その児童の数というのが変化するため、年度の状況に応じて必要とする職員について嘱託及び臨時職員として配置をし、主として保育補助業務に充てることとしております。

また、職員の休暇や行事等により一時的に必要となる職員もおりますので、その部分については時間単位での任用をしているという状況にあります。

今後も、同様の考え方により施設の運営基準を満たす上で必要となる保育士、幼稚園教員につきましては、年齢構成なども考慮した採用計画に基づいて採用することとしております。

改善の道が開けてないということですが、見通しとしまして具体的に申し上げますと、平成28年度に保育士につきましては、正職員を新たに4名採用しております。

それから平成29年度の予定ですけれども、保育士2名、それから幼稚園教諭2名、あわせて4名を新規に正職員としてですね、採用するという予定をしております。

先ほども申し上げましたけれども、今後も計画的にですね、採用してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） ことしも幼稚園の保育士、それと幼稚園の教諭、合計4名が新たに採用されたということなんですけれども、これは本当に今まで別海町で働いていて嘱託だった人が正規の職員になったってということなのか、それともまた違った形で全く新しい人が採用されたのかということについてまずお聞きます。

○議長（松原政勝君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 平成28年度の保育士の4名の実態で言いますと、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、どうしても正職員を募集するに当たってはですね、年齢的な職員のですね、年齢的な構成も考えなければならないということで、例えば今いる嘱託職員が無条件に試験を受けるということにはなかなかありませんのですね、一定程度の年齢での制限というのもかけております。

また、若い職員がですね、外から来ていただくということも必要ですので、今ここにいる嘱託の職員を優先的に採用するというようなこともしております。

したがいましてですね、一定程度の年齢で条件はつけた中で募集をして、その中から試験等によって選考しているという状況です。

29年度のことについても、おおむね同じ考え方で今進めてまいりました。

以上です。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 処遇改善ということで、平成29年度保育対策関係予算ということで保育士の処遇改善というのが出されました。

勤務する全ての職員に6,000円程度っていうことが、まず1項目として入っているんですけども、この全ての職員っていうのは正職員、嘱託、それと臨時、子供たちに全ての人がかかわっていると思うんですけども、このことの金額については全ての職員に当たるのですか。

まずお聞きします。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 処遇改善につきましては、報道等いろんな資料により民間の保育園等のことを、今おっしゃられていると思います。

町の職員としましては、当然、町職員として条例上の決められた給料表、また、嘱託に関しても同様に町で決められたその職種の給料表に基づいておりますので、その処遇改善の6,000円が当てはまるかといいましたら、そこはまた違う話というふうに捉えていただければと思います。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） この処遇改善については、民間と公のところと勘違いしていたということで、経験年数がおおむね7年あれば月額4万円とか、そういうふうになれば別海の保育士さんたちも多いに助かるなって思っていたんですけども、そこが違って残念ながらですけども、別海の保育士さん、臨時の方も、嘱託の方も、働きやすく皆さん同じ仕事をしているので、できるだけ町としても処遇改善を続けていただきたいということを言いたいと思います。

次の質問に移ります。

2問目として、老後の安心な交通網についてです。

広大な面積を有するという特殊性がある本町で、交通手段に苦勞する高齢者や障害者などがおられます。高齢になり自分が引き起こすかもしれない交通事故を考え、運転免許を返上する人も出ています。

また、免許を持たない高齢者も大勢います。町の生活バスでは補いきれない交通網の改善策を求める声がだんだん大きくなってきました。

現在の段階で考えられている交通網の改善策についてお聞かせください。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えいたします。

本町の公共交通網ですけれども、民間バスが4路線、それから町の生活バス4路線の合計8路線となっておりまして、この区域以外の空白地を補う形で、現在、スクールバス4台に高校生や高齢者を混乗、相乗りしていただいておりますね、民間バスや生活バスに接続させることで通学や通院の利便性を図っているところでございます。

また、このほかにも一部復路をですね、空車で走行するスクールバスについて生活バスと重複しない経路を設定し、必要に応じて高齢者の方が利用できるよう運行をしております。

しかし、これらの対応でも交通サービス等を受けられない方が存在することから、通院や買い物時の移動支援を提供する車両の試験運行開始に向けて、現在調整を進めているところでございます。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 以前ですね、平成11年の10月から6カ月間買い物とかに交通確保のために市街地循環バスが運行された。でも利用客が少なくて廃止になったっていうことなんですけれども、今回その試行で運行されるっていうのは大体計画が決まっていると思うんですけれども、いつ頃どのような地域を回るのかっていうことについてお聞きします。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えいたします。

この後の質問、通告いただいております御質問にもちょっと関係するかもしれませんが、具体的に今どのルートをどういう形で運行するというまでには至っておりません。

試験運行開始に当たっては、利用者の方のニーズ調査であるとか必要希望される方の人数であるとか、地域性、これらをですね、この後、いろいろ調査を行いながら運行方式等についても検討を進めていくこととなります。

以上です。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） では2問目に移らせていただきます。

改善策検討の中で浮き彫りになったメリット・デメリットなどについてお聞きします。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） メリットにつきましては、交通弱者の方にサービスの提供が可能になるという点に尽きると思いますけれども、町が運行サービスを提供した場合、利便性が向上する反面、有償事業者の経営を圧迫する可能性もあるため、路線バスやタクシー事業者等の協議を十分に実施する必要があるというふうに考えております。

また、運行エリアを拡大した場合、経費が増大するため、移動需要を的確に把握していくことも必要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） この広い別海町の地域ですので、デマンドバスを運行していくってことになりますと本当に乗ってくださる方がいるのかということ、そしてまた予約制とかいうことになりますとその作業を自分たちができるのかっていうこと、それか

ら毎日なんて回れない。

そして、どこをどんなふうにどんなルートで回っていくのかっていうようなこと、本当にさまざま乗る人も、それからこれ運行をこれから実行していこうという人たちも大変なことになると思うんですけれども、でも、ルートで巡回のバスがありますよね、そして停留所の近くにある方たちは簡単に乗れますけれども、別海町のように本当に広くて山もなくて、町全体に人家が点在しているっていうところの中で、本当に点在したところに高齢者の方や障害者の方たちが住んでいて、そして、その人たちはやっぱり買い物に行かなくては生活は成り立たないっていうことの中で、こうした家にいてもすぐに乗りたいときについていうのは、また違ってくるのかもわからないんですけれども、自分たちの生活維持するために交通手段がなくてはならないっていうのは本当に大切なことだと思うんですね。

メリットは、もう一つサービスの提供でその人たちが生活しているっていうことで、デメリットのほうがこの別海町ではもしかすれば大きいのかもわからないんですけれども、必ずやっていかなくてはならないこと、そしてまた高齢者の人たちがこうしてバスが運行しても、やはりここでは住みきれないっていうことになったときに、自分たちの生活環境の場所を変えていくっていうことも必要だと思うんですけれども、さまざましていただけることになると思うんですが、前置き長いんですが三つ目の質問に移ります。

7年前にデマンド交通について質問しました。

当時の総務部長は、「デマンド交通システムとは病院への通院の足の確保はもとより、高齢者の生きがいの創出、商店街の活性化にもつながるドアからドアへの輸送を低額で提供する公共サービスと理解している」、「6次計画の推進の中で検討を考えている」と答弁がありました。

メリット・デメリットを踏まえ、一步を踏み出すための住民アンケートや利用者の意識調査なども必要になると考えますがいかがですか。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 御質問にお答えします。

議員のおっしゃるとおりだと思います。デマンド交通を実証するに当たりましては、アンケート調査や利用者の意識調査が重要と捉えており、バス利用者の方を初め、必要に応じて高齢者や町内会の方々を対象に調査を実施していく予定としております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 高齢者の方もそうなんですけれども、今現在、高齢者の方を家族に持っている方はバスの交通手段が自分たちのすぐ近くになんないということになれば、自分たちが送迎をしていかなくてはならないということになります。ですので、高齢者だけではない方たち、高齢者の家族を持っている方たちの意見も聞いていくっていうことが重要になると思いますので、その方たちのアンケート調査もしていただきたいというのがあります。

アンケート調査の中の内容については、もう検討が進められているのかどうかについてお聞きしたいのですが。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えします。

先ほど、バス利用者の方を初め、必要に応じて高齢者や町内会の方々と申しましたけれ

ども、もちろん御家族の方の意向等も含めて調査のほうは実施をさせていただきたいと思っておりますが、現時点で詳細なアンケートの内容、項目までについては決定をしておりませんので、これからそのアンケートの対象者等に応じてですね、アンケート項目を整理させていただきたいというふうに思います。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 私も高齢世代に入っているんですけども、特に戦争を体験した方たちっていうのは本当に我慢強くて、自分たちが困っていてもなかなかその自分の思いを表面に出せないっていうことがあります。

アンケート調査では、そんなにしてもらうのはちょっと気の毒だわというような思いになる可能性もありますので、ぜひ高齢者の方や家族からは本心を引き出せるようなアンケート調査の仕方をしていただきたいと思います。

いつかは誰もが使うことになるシステムだという思いがあります。

6次計画の中で、町長もその老後の安心っていうことを公約に大きく掲げられているんですけども、町長としてこの老後の安心が交通網を、老後の安心を、こうやっていく上で交通網の体制を整えるっていうことについて、どのようなお考えを持っておられるかお聞きします。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（曾根興三君） 瀧川議員の重ねての御質問でございます。一言、御説明を申し上げます。

きょう一日、私の今後の行政報告についていろいろな議員の御質問にお答えをしたところです。

特に老後の安心につきましては力を入れようと思っておりますし、6次計画における積み残し課題についてはしっかりと7次計画を立てるに当たって、実績がどうあったかということも、しっかりと検討して次の計画に盛り込むべきかどうかということも議論するということはお答えをいたしました。

特に老後の安心の中で、今瀧川委員が御心配していただいたいろんな高齢者世帯、これは高齢者だけの世帯ではなく、もちろん議員おっしゃるように同居世帯であっても、子供だ孫になかなか病院へ連れて行ってと言えないで、言い辛いという生活環境にあるという人のお話は私も多々聞いております。

いろいろなケースがあり得ると思いますので、それらもできるだけ網羅をしていきたいと思っておりますし、私自身もう既に担当部局にこのデマンド交通体系についても、こういった課題があってどのような方向ができるかということを検討してくれという指示を出しております。

しっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、議員の御心配もしっかり私も斟酌しながら取り組んでいきたい、そういうふうに考えておりますので御理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） そのお言葉を聞いて、私よりも高齢者の方が喜ばれると思います。

質問終わります。

○議長（松原政勝君） 以上で、11番瀧川榮子議員の一般質問を終わります。

ここで会議を10分間休憩いたします。

午後 2時05分 休憩

午後 2時14分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、1番小椋哲也議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式であります。1番小椋議員。

○1番（小椋哲也君） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

透析医療体制の整備と患者及び家族の支援体制について質問いたします。

日本透析医学会が発表している「わが国の慢性透析療法の現況2014年末版」によると、1968年の調査開始から透析の患者数は増加の一途をたどっています。

この30年で約6倍という急激な増加をし続け、2014年末現在では過去最高の32万人の患者数となっています。

患者数の増大と共に高額な治療費の問題もあり、膨れ上がる医療費も大きな課題となっています。

しかし、日本透析医学会によると、透析患者数は2020年頃をピークに徐々に減少傾向へ転じる見込みとの分析結果が発表されています。

別海町は対象者数が少ないため若干の変動はありつつも、この数年をピークに徐々に透析患者数は減少していくものと推測されます。

このような状況の中、別海町として透析医療のあり方についてどう考えているかと患者および家族に対する支援体制をどのように整えていくのかについて伺います。

まず一つ目の質問です。

現在、別海町に在住されている透析患者の数と過去3年程度の患者数の推移をお聞かせください。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 本町在住で、人工透析療法に係る医療費の助成を受けている方は本年2月末現在28名で、そのうち医療機関で行う血液透析治療の利用者が24名、自宅等で行うことも可能な腹膜透析治療の方が4名となっています。

また、過去3年の人工透析療法の利用者の推移については、平成25年度が31名うち腹膜3名、平成26年度が25名うち腹膜3名、平成27年度が30名うち腹膜4名となっています。

以上です。

○議長（松原政勝君） 1番小椋議員。

○1番（小椋哲也君） 直近で透析の患者数28名ということで、前述した我が国の慢性透析療法の現況2014年度末の数字を用いますと、透析患者数は全国平均で人口100万人当たり2,517名となっております。

これを別海町の人口1万5,500人で割り返すと、約38名が全国平均の数字となります。

それから考えると今の28名という数字は大体3割減ぐらいということで、非常に別海町は透析患者数が少ない、言いかえれば透析に至る前に予防的な治療が行えている町とも言えると思います。

まず、追加で質問したいのですが、具体的に別海町では透析に至らないための予防医療、どのようなことを取り組まれているのか教えてください。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 人工透析となってしまう原因には糖尿票や高血圧、動脈硬化に伴う腎硬化症などがありますが、一度、慢性腎臓病となってしまうと自然に治ることが難しく、多くの方は進行を遅らせることしかできないため予防対策として糖尿病等の生活習慣病を早期に発見し、悪化しないよう早期の治療や自己管理が重要となります。

慢性腎臓病を予防するため、町では特定健康診査や若者健診、高校生健診などの標準的な血液検査項目のほか、基礎疾患となる生活習慣病の早期発見のため独自に腎機能の状況を把握するための項目を追加しています。

健診結果により数値の異常を発見した場合には病院への受診の勧奨を行い、早期治療へとつなげているところです。

さらに健診後の健康相談において体重のコントロール方法や栄養管理、生活環境の改善についても積極的に指導を行っています。

また、糖尿病重症化予防対策としては病院と連携し、検査数値のコントロールが必要な方に対して保健師や栄養士による健康及び栄養指導など個人と密着した予防対策を行っています。

しかし、まずは町民一人一人が御自身、自分自身のために、また、家族のために健診に、健康に関心を持ち、早期に自分の身体の状況を把握するために毎年度の健康診査を受診勧奨するということが重要となってくると考えています。

以上です。

○議長（松原政勝君） 1 番小椋委員。

○1 番（小椋哲也君） 大変予防医療に力を入れられて効果も出ているということで、今後も引き続き予防医療と意識改革のほう、力入れていただければと思います。

それでは、二つ目の質問に移らさせていただきます。

現在の別海病院が建設される際にも、透析体制の整備について強い要望があり検討がなされたようですが、専門の人材や機材設備の確保、近隣の病院の状況も含めた採算性などが問題となり整備には至らなかったと聞いています。

平成 26 年 9 月定例会の中で、松原議員が透析治療体制の整備を求めた一般質問を行い、当時の水沼町長は「患者の動向も含めた透析治療の見通しを病院とも十分に協議をして、患者と家族の負担を軽減するために、別海病院で解決できないか検討していく。」と答弁しています。

これ以降、具体的にどのような協議がなされたのか状況をお聞かせください。

○議長（松原政勝君） 病院事務長。

○病院事務長（大槻祐二君） ただいま小椋議員おっしゃったとおり、新病院建設時におきまして透析治療体制を整備することについての検討を行っております。

建設費をどう圧縮するのかや補助金や起債許可、起債の借り入れの財源確保の問題に加えまして専門の医師、臨床工学師や看護師等の人員確保の問題、この人件費を含めたランニングコスト及び近隣病院との競合などを総合的に勘案し、新病院建設時には人工透析の施設等整備を行わないことといたしました。

平成 26 年 9 月定例会での一般質問があった以降におきましても、透析治療体制を整備した場合の試算を行っております。

おおむね 30 名をカバーできる規模での、患者様ですね、30 名の方で対応できる規模での試算を行って医療機器等の整備費、医師、臨床工学師等の医療スタッフの人件費及び

医療材料費等の費用と治療にかかる年間収入見込み額での試算を行ったところ、年間収支で4,000万円以上の赤字、不採算となる試算となっております。

これに加えまして、施設増築費として約1億1,000万円の費用が必要との試算となっております。

現在、町立中標津病院で透析を行っている患者様の約3割が別海町民でありまして、別海病院での透析治療が可能となった場合、その分が町立中標津病院での減収ということになります。

根室北部での中核病院として人工透析を担っている町立中標津病院においても、透析に係る多額の設備費や機器更新費を拠出し、専門の医師等確保にも苦勞されている状況でございますので、今後、医療技術の進歩により設備及び人件費等の軽減がなされるなど大きな変化がない限り、別海病院での透析を行うことは現在の状況では難しいものというふうに考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 1番小椋議員。

○1番（小椋哲也君） ただいま増築費用として1億1,000万の初期投資、そのあと毎年4,000万のランニング、持ち出しが必要という形で報告をいただきました。

当然この額は、病院の経営の判断としては難しいという形で、今お話をいただきましたが行政の判断として、このランニングコスト、初期投資をして透析体制のを整えるかどうか、どう判断するのか町長にお伺いします。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（曾根興三君） 小椋議員の御質問ですけれども、私も昨年6月に就任してから、この透析の問題については病院の院長ほか関係者の方々とも相談はいたしました。

単純に一時的な金銭の支出だけではなくて、先ほど事務長も言いましたけれども、隣の中標津の病院の経営にも影響が出てくるというようなこともありまして、今すぐ町立別海病院で透析ができるようにするというのは、なかなか難しい課題が多いなというふうに今は思っております。

今後、今、北方関係でも根室が基幹病院、中標津が支援病院というような位置づけをしようというような話も1市4町の中で出ておりますし、今後、病院自体の診療体制の中で根室管内的にどういうふうに変わってくるのか。そこら辺も含めていろいろな課題と状況を精査しながら判断をしていきたいと思っております。

当面は、ここの町立で診療科目をふやすということではなくて、患者の皆さんに負担がなるべくかからないような支援策ということを行っていきたいというふうに考えております。

○議長（松原政勝君） 1番小椋議員。

○1番（小椋哲也君） 周辺の病院との環境ですとか、地域全体での管内全体での医療環境の整備という面も含めて、当然、患者さんにしてみたら近くにあったほうがいいのは間違いない。誰もが見ても明らかな中で苦しい中で、思いの中での判断だと思いますが、当面は現状維持しつつ資金的な部分ですとか、周辺の環境を見守るという形での回答をいただきました。

それでは3番目の質問に移行させていただきます。

透析患者は、通院して週に3回程度、延べ18時間以上の透析治療に加え、食事や水分摂取の管理や生活習慣の厳格なコントロールなど生活にかかる負担は非常に大きなものと

なります。

また、患者の家族にも通院の補助や付き添いなど大きな負担がかかってしまいます。

そこで、現在透析患者とその家族が受けることのできる支援制度にはどのようなものがあるかお聞きします。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○総務部長（河嶋田鶴枝君） 本町在住で、腹膜を含む人工透析治療を受けている方御本人が利用できる経済的負担軽減制度として、国の制度では税金等の控除及び減免措置や医療費等の助成、年金・手当制度、公共料金の減免等があり、家族の方が受けられる助成では税金等の控除や公共料金の減免などがあります。

また、町独自の制度として、経費負担の軽減と治療効果の助長を図ることを目的に難病患者及び重度心身障がい者等患者通院交通費助成として、交通費の一部を助成しています。

以上です。

○議長（松原政勝君） 1 番小椋議員。

○1 番（小椋哲也君） 今町独自の助成として、通院に対して助成を行っているというのですが、ここの地域は基本的には通院に関しては自分が運転をしていくという形か家族の運転でいくという形が多いと思いますが、年齢的なものですとか、あと冬の滑るスリッパの状況なども含めて公共機関を使わざるを得ないという状況も多々あると思います。

例えば別海市街地から中標津病院への通院を考えますと、バスを利用しておおむね 1,400 円程度かかるということで、どうしても町独自の助成金だけでは足がでってしまうのか、足りないという状況もあると思います。

また、公共機関、便数が少ないということもありまして、どうしても時間の選択肢が非常に少ないために向こうでの待ち時間が長くなってしまう等々もあると思います。

また、土日は特に便数が減るのでその問題も顕著となります。

また、冬期間の問題としては大雪の警報が出たとき、特におととしのような、おととしの前ですかね、非常に雪が多かったときなどは前泊をして、行けなかったら非常に体に問題が起きているので前泊をするですとか、行ったはいいけど帰ってこれなくて後泊するというような問題も起きているところがあります。

これらの負担に関して、町独自の今ある通院の補助以外の追加の助成、支援体制等々何か過去検討した経緯があれば教えてください。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○総務部長（河嶋田鶴枝君） 御指摘のとおり、特に冬期間、暴風雪により道路が不通となるケースもあり、これまでも透析治療を受けている方に対して通院日の天候状況を確認の上、悪天候が予想される場合、事前に病院所在地への宿泊などの対応をお願いしているところです。

現状では、このような場合の宿泊費用に対する助成等は行っておりません。

今後の負担軽減に向けましては、障害者バス、ハイヤー利用券の交付事業の拡充とか、生活地域、生活実態に合った利用しやすい事業の取り組みについて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 1 番小椋議員。

○1 番（小椋哲也君） 追加で再質問したいことと、ちょっと 4 番とかかわりがあるので

4 番の質問に移らさせていただきます。

透析治療を受けられている方たちと実際にお話しすると、付き添いの介助者の交通費も助成対象になることを最近まで知らなかった、悩みやちょっとした要望などをどこに相談していいかわからないなどの声をお聞きしました。

国の制度は1対多数を対象に設計されていますので、個々の状況に必ずしもマッチングするとは限りませんし、全てのケースに対応できる制度もあり得ません。

しかし、じかに住民と接する地方自治体においては、特に対象者の数が極少数に限られる透析医療などについては1対あなたです。

制度的確かな運用ももちろん重要な役割ですが、より一層住民に寄り添った行政のあり方も必要なのではないでしょうか。

患者とは定期的に窓口で対面する機会があります。国の制度は簡単には変えられませんが、患者と家族の置かれている状況を把握し適切な制度の活用を提案することはできるのではないのでしょうか。

まずは行政が主体的に高齢者世帯なのか、介助する家族はいるのか、運転はできるのか、困っていることはないかなど患者と家族の状況を個別に、詳細に把握する必要があると思いますがいかがお考えですか。

○議長（松原政勝君） 福祉部長。

○総務部長（河嶋田鶴枝君） 透析治療を受けている方の医療費は、障害者総合支援法による自立支援医療助成の対象となり、福祉課で申請を受け付けており、支給決定審査に必要な世帯員の課税状況を本人の同意のもと確認することから、世帯構成は把握しています。

しかし、御家族の細かな生活実態については、申請時において御本人から相談を持ちかけられるまで行政から積極的にお聞きすることはありません。

抱えている困り事によっては、積極的に話しづらい内容もあり、行政が立ち入ることが困難な場合もあることから、状況に応じ話を聞くよう心がけています。

また、透析治療者に限らず、悩みごと相談や生活実態の把握、要保護者の保護指導などについては、御本人からの相談や各関係課の情報などから行いますが、行政のほか、地域に密着した活動をしている民生児童福祉委員と連携し状況の把握を行っています。

今後も、住民の皆様が利用しやすい相談窓口体制づくりと利用可能な助成制度等の周知に努めます。

以上です。

○議長（松原政勝君） 1 番小椋議員。

○1 番（小椋哲也君） 先ほど、前の瀧川議員の交通のところでも出ましたけれども、意見を言いやすい環境をつくるというのも非常に大切な要因の一つだと思いますので、今後そういう相談をしやすい環境づくり、体制づくりというものにも力を入れていただければと思います。

私が実際に今回この一般質問をする中で、何組かの透析を受けられてる患者さんとその家族の方にお話を伺った中でですね、少し質問したい内容がありましたので、質問させていただきます。

これからの寒くなる時期などにバスを利用すると中標津病院裏の停留所は風除けがなく非常に寒いというような、別海じゃなくて向こうの中標津病院側の問題もお聞きしました。あとは透析後に身体がだるくなったときにも無理して運転して帰らなければいけない

ので、ちょっと向こうの病院で休憩するスペースがあると助かる。あとは大雪の際に前泊、後泊、中標津のホテルじゃなくて病院に短期入院みたいな形ができないかなどという形で、具体的な細かな意見というのがいろいろ出てきました。

その一つ一つについて、ここでどうこうするという問題ではないのですが、別海町から中標津病院に行って治療してもらってる患者さんたちに対して意見を聞くと、中標津病院での改善してほしいポイントっていうものが出てきました。

これは多分、当然別海だけではなくて周辺の羅臼ですとか標津の患者さんも、多分同様の思いを抱えている人たちがいると思います。

そういう思い、自分たちの町の中の話ではないけれども、ある意味その患者さんたちをお願いしている中標津病院に対しての働きかけ改善の要望などというのを周辺の自治体と協力しながら意見を上げて改善を求めていく、また、それを支援していくというような体制をつくるのは難しいでしょうか。

その辺の考えを聞かせください。

○議長（松原政勝君） 町長。

○町長（曾根 興三君） 小椋議員の御質問ですけれども、これは単に透析の患者に関してのことだけではなくて、役場の体制としていろんなその情報を的確につかんでほしいという気持ちが、多分瀧川議員のほうにもあったと思うんですけれども、今なかなか個人情報の問題があって、役場の職員たれとも情報を的確に全てをつかむというのはなかなか難しい部分があって、したがってこの課題を解決するためには、役場自体が町民の皆さんが何でも相談できる、聞いてもらえる、そういうふうに思われる体制にあるべきだと思いますんで、できるだけ町民の方々が自分の思いを、それから必要としているものを役場の職員に話してもらえる、そういう役場の体制にしていきたいと思ってますし、そのこともこれからの7次総合計画の中でもしっかりと取り組んでいかなきゃならんし、町民の声を第一に聞いていかなきゃならんという気持ちが、これからの役場において必要なことだと思っております。

また一方、今おっしゃられた中標津病院への要望、これは隣の町ですし、町長同士のお付き合いもありますし、うちの町民として透析をしていただいている中で、中標津の町立病院を利用している中でこういった要望があるというようなことはしっかりと中標津の責任の方にお知らせをして、できれば対応していただきたいという要望はしていきたいと思っています。

そういうことが根室管内内陸4町の連携であり、そこに住む住民の方々の幸せにつながるということに思っておりますので、別にうちの町に限らないことでも皆様方が、議員の皆様方もいろんなことで町民の声は聞こえてくると思っておりますので、どんどん私のほうにその声を聞かしていただければ、動けるものは私はしっかり動いていきたいと思っておりますので、どうぞ議会と行政と一緒にまちづくりを進めていきたいとそんなふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（松原政勝君） 1番小椋議員。

○1番（小椋哲也君） 大変前向きで力強い回答をいただきました。

住民との距離感を近くできるというのが地方自治体の役割の最も大切な一つだと考えておりますので、今後ともより一層住民に寄り添った行政運営を期待して、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（松原政勝君） 以上で、1 番小椋哲也議員の一般質問を終わります。
これで一般質問を終わります。

◎休会の議決

○議長（松原政勝君） ここでお諮りします。
議案調査及び委員会審査のため、3 月 1 4 日から 1 6 日までの三日間を休会としたいと
思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。
したがって、3 月 1 4 日から 1 6 日までの 3 日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣言

○議長（松原政勝君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれで散会します。
なお、1 4 日は各常任委員会が、1 5 日、1 6 日は予算審査特別委員会が、それぞれ午
前 1 0 時から開催されますので、よろしくお願いいたします。
皆様、御苦労さまでございました。

散会 午後 2 時 4 3 分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員